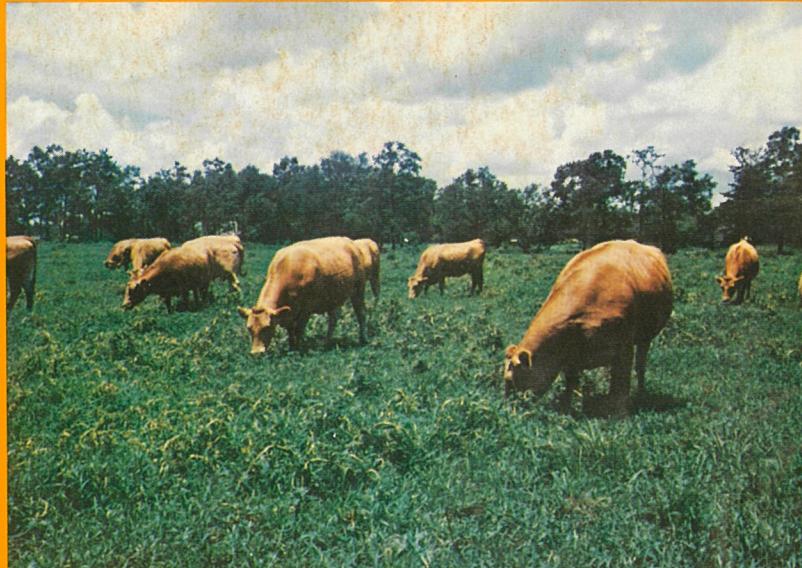


あ か 牛



(野草地に放牧されている)
あか牛、熊本県畜産試験場

第
35
号

1975.7

社団
法人 日本あか牛登録協会

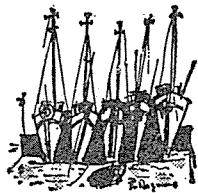
肉用牛統計

(昭和50.2.1現在、農林省統計情報部)

	飼養戸数	前年比 %	飼養頭数	内(肉用種)	前年比 %	1戸当たり頭数
全 国	473,600	89.0	1,857,000	1,382,000	97.9	3.9
北 海 道	7,710	76.0	125,500	38,440	103.5	16.3
青 森	5,130	86.9	28,100	22,900	109.1	5.5
岩 手	34,700	95.3	79,400	70,400	96.6	2.3
宮 城	23,800	90.3	65,000	46,200	92.8	2.7
秋 田	13,900	99.2	43,900	41,200	111.1	3.2
山 形	14,900	90.1	39,800	32,200	93.0	2.7
福 島	23,200	93.8	68,600	55,900	95.7	3.0
茨 城	8,300	91.2	31,900	21,900	95.4	3.8
栃 木	5,430	80.3	39,000	18,300	92.5	7.2
群 馬	13,200	81.7	33,900	18,200	77.4	2.6
埼 玉	1,440	78.9	13,600	3,310	99.1	9.5
千 葉	1,990	95.8	17,000	3,300	98.3	8.6
東 京	170	75.7	1,900	260	106.6	10.9
神 奈 川	320	78.7	2,610	660	102.7	8.2
新 潟	7,310	86.7	28,000	19,100	91.9	3.8
富 山	300	69.1	4,780	2,470	102.3	15.9
石 川	620	88.3	4,620	2,210	116.4	7.5
福 井	240	76.8	3,950	1,730	95.6	16.4
山 梨	780	71.5	6,550	5,550	84.5	8.4
長 野	10,100	83.5	48,700	23,700	98.0	4.8
岐 阜	4,980	88.8	31,500	21,800	93.8	6.3
静 瞽	2,490	71.6	20,000	9,920	95.5	8.0
愛 知	1,900	70.3	28,800	5,790	89.0	15.1
三 重	1,800	72.0	20,300	13,500	88.3	11.3
滋 賀	740	87.1	13,100	5,460	109.2	17.6
京 都	2,320	82.0	8,280	5,550	88.1	3.6
大 阪	170	89.6	1,230	410	88.6	7.2
兵 庫	12,000	88.3	45,100	27,900	99.7	3.8
奈 良	370	75.1	1,660	740	93.5	4.5
和 歌 山	460	74.7	3,840	890	95.2	8.3
鳥 取	9,310	89.5	30,700	22,900	92.9	3.3
島 根	19,000	96.4	50,900	46,600	98.6	2.7
岡 山	15,100	87.0	43,800	37,100	83.2	2.9
広 島	14,900	90.1	46,700	38,100	97.0	3.1
山 口	9,520	87.0	29,300	20,600	94.4	3.1
徳 島	6,170	79.5	21,400	7,870	97.4	3.5
香 川	6,300	85.7	28,600	20,100	88.0	4.5
愛 媛	3,900	79.3	18,800	12,100	93.4	4.8
高 知	3,090	90.5	9,100	6,950	99.2	3.0
福 岡	2,320	62.7	19,000	5,260	85.9	8.2
佐 賀	5,160	81.2	22,900	17,600	93.2	4.4
長 崎	22,900	93.2	67,200	59,400	104.2	2.9
熊 本	24,400	93.8	107,000	90,500	104.3	4.4
大 分	17,700	83.1	54,400	49,200	96.1	3.1
宮 崎	42,500	91.0	180,000	167,000	102.4	4.2
鹿 児 島	63,500	88.7	233,000	226,000	100.7	3.7
沖 繩	7,070	100.3	34,400	34,400	122.1	4.9

注：肉用種とは、乳用種を除くすべての肉用牛をいう。

あ か 牛



No. 35

1975. 7

目 次

「あか牛」がなく.....	農林省畜産局 家畜生産課長補佐 堀 照夫	力 4
公表について.....	農林省畜産局 家畜生産課長補佐 堀 照夫	8
家畜改良増殖目標の策定.....	農林省畜産局 家畜生産課長補佐 堀 照夫	8
牛肉の価格安定について.....	農林省畜産局 食肉飼卵課技官 吉岡 勝	14
牛肉の代償性成長.....	九州農試畜産部 家畜第一研究室長 黒肥地 一郎	18
ハウス畜舎による肉用牛の 多頭飼育経営について.....	熊本県鹿本 畜協技師 千原 静也	24
肉用牛の哺乳中去勢について.....	熊本県畜試 主任研究員 原山 佑	27
つりがね談義.....	長崎県 大崎 臭骨	29
登録審査標準および 審査細則の改訂.....	会長 岡本 正幹	34
会		
報道通信.....		

新しい情勢への対応について

会長 岡本正幹

御承知のように、昭和五十年度になつて、肉用牛関係について、いくつかの重要な行政措置がとられました。すなわち、(1)畜安法の一部を改正して、牛肉が指定食肉に加えられたこと、(2)昭和六十年を目標とした、農産物の需要と生産の長期見通しが公表されたこと、(3)これに対応すべくかねて検討を重ねていた家畜改良増殖目標が決定されたことです。

私どもは、これらの措置の意図を正しく受けとめ、これに対応することを考えたいと思います。

指定食肉としての牛肉の安定価格は、規格中の去勢牛の枝肉を対象として、和牛（黒毛・褐毛・無角・短角）と、その他（乳用種・外国肉用種）との二本立てとなつていますが、この価格の算定は生産費パリチ一方式と呼ばれる方法によっています。したがつて、価格決定年度（今回は昭和五十年）の生産費に見合うように算定されているわけです。

これを調整する手段としては、畜産振興事業団の買上げ、放出と、輸入牛肉の放出との二つが予定されています。この方式には多少の問題がありそうですが、なにぶん初めてのこととで、私どもは一応了承しました。ひところ規格上の枝肉を対象にされるのではないか、というようなうわさが流れ、生産者に不安を与えたようですが、過半数をしめる去勢牛の、さらにその過半数をしめる規格中を対象にしたことは、多數重視という論理のすじを通したことで、私どもは妥当と判断しました。

ただし、規格中を対象とした背後には、今後の濃厚飼料の需給への不安から、なるべく牧草・飼料作物などの利用度を高め、国内資源の活用性に強味のある肉用牛の特質を発揮させたい、との意図があることも推察されます。御理解いただければ幸いです。

改良増殖目標のうち、改良目標の体型（大きさ）については、登録団体の資料に基づいて策定されていますので、問題はないはずです。能力のうちの肉質について、黒毛は上以上、褐毛その他は上程度、という解説が付記されています。この部分は約二年前に、関係者が集められた検討会で、長時間にわたる論争があつたところです。現在の公式の格付けには、規格中のうちに上下の開きが大きく、規格

中と規格上の境界には、かなり厚い壁があります。なおこの肉質は、間接検定の成績に関するもので、前に述べました安定価格適用の場合とはちがつて、飽食（自由摂取）方式ですが、仕上げは十九カ月齢程度の若齢となります。目標年度は昭和六十年ですが、世代の移り変わりは二十三代にすぎないわけですから、右の条件への斉一化は決して容易とはいえません。協会としては、国、県、団体に協力して、種牛の選抜に全力をつくしたいと考え、学識者に依頼して統計遺伝学的分析を加え、この効率を高める準備を進めています。

一方の増殖目標の方は、昭和六十年度に、専用種の飼養頭数を二百十萬頭にすることになつていて、この頭数はほぼ十年前の頭数に相当します。したがつて十年かけて、十年前の頭数にもどそうということになります。御承知のように、近年一戸当たりの飼養頭数は増加していますが、飼養戸数は急速に減少しています。畜産局の試算によると、現在約三十万戸ある繁殖雌牛飼養農家は、昭和六十年には半減して、十六万戸程度になる見込とのことです。

なお二百十萬頭のうちには、肥育牛や育成牛も含まれていますので、これらを除外した繁殖雌牛だけを考えますと現在七十%未満にすぎない子牛生産率を八十%に高めても繁殖雌牛を九十萬頭近くにする必要がありそうです。先般

の改良増殖部会の答申には、とくに増殖対策の強化を要望しています。

この問題に対処する方策としては、日本の農地事情を考えると、従来の企業的多頭化推進方式だけではなく、現在も繁殖牛飼養農家の過半数をしめている一一二頭規模の農家を、当面二三頭規模にする助成策もとるべきであります。昭和五十年度から予算措置がとられている、高齢者等肉牛飼育モデル事業が、このような意味での方策推進の先駆になれば幸いと考えています。

昭和四十九年度の登録・登記頭数は、きびしい情勢下にもかかわらず、関係者各位の御協力により、数年ぶりにかなり増加しました。私どもはこれを登録事業復興への足場とし、あか牛をめぐるきびしい情勢を打破して、改良増殖を推進するために、協会の体质改善を考え、新しく登録事業推進協議会を創設しました。構成メンバーは各支部で活動の原動力となつておられる方に学識者等を加えたものですが、他日さらに強化することも考えています。過日、畜産局から当時の主管課長であつた堀家畜生産課長を招いて初会合を開きましたが、畜産局の都合で予定を早めた関係で、遠隔地からの委員の御参加が、事実上不可能となり、申しわけなく存じています。いずれ東日本ブロック会議の機会に、詳細を御報告し、御意見を拝承するつもりですか御了承ください。

ものである。

『あか牛』がなぐ

農林省畜産局
家畜生産課長 堀

力

ゆるやかな起伏のみられる緑の草原で、『あか牛』が放牧されている。ここ那須山麓にある農林省福島種畜牧場の

八津田放牧地に、九州は熊本の故郷から、はるばるとやつて来た『あか牛』が同じ牧区の前住者の『ぐる牛』にございさつのつもりか、また遠い故郷を恋う気持か、「もう一」と一声、二声啼いた。

日本の肉牛、いわゆる和牛と呼ばれる肉牛品種に、黒毛和種と褐毛和種があり、その他少頭数品種として無角和種と日本短角種がある。日本短角種を和牛のカテゴリーに入れることのは非については、種々論議のあるところと思われるが、我が国内用牛としての将来性を考えるとき、日本短角種が大きくクローズアップされる品種であると考えられるので、日本の牛（和牛）という意味で和牛と同扱いとすべきであろう。

次の表は、我が国内用牛品種の年次別頭数の推移を示す

まず総頭数の中に占める乳用種（大部分が乳用種去勢牛）の頭数が、昭和四十四年以降年々増加し、昭和四十四年の一六九、〇七七頭（全体のシエア一九・五%）が昭和四十九年の四九一、六〇八頭（二六・二%）に増加している。したがつて昭和四十九年の総頭数は、一、八七八、九一八頭となつてゐるが、その内、肉専用種は乳用種の分を差引いた一、三八七、三一〇頭となるわけである。

次にこの表について注目すべきことは、『あか牛』のシェアが昭和三十四年の二二・二%を最高に年々減少し、一〇%を割つたのが三年前の昭和四十七年で八・四%、そして昭和四十九年は六・五%まで下がつてきていることである。我が国の肉牛飼養の特徴は、子取り農家と肥育農家と分離していること、そしてまた飼養規模が零細であることなど、諸外国の肉牛産業と比較して飼養基盤の浅さが痛感されるが、先般公表された「農産物の需要と生産の長期見通し」によれば、昭和六十年の我が国牛肉の消費量は約六三万トン（昭和四十七年度の消費量二九万トン）と見込まれ、国内生産は自給率八一%を努力目標とし約五〇万トンとなつてゐる。この量を生産する頭数として、三三〇万頭（内乳用種一二〇万頭）を計画し、この目標に向かつて

品種別総頭数の推移

年	品種	総頭数	黒毛和種	褐毛和種	無角和種	日本短角種
	%頭	100	76.4	22.2	0.3	0.8
34	%頭	2,428,105	1,855,868	538,309	6,972	18,305
35	%頭	100	76.4	22.1	0.3	0.9
		2,376,112	1,815,508	525,781	7,668	20,811
36	%頭	100	76.8	21.8	0.3	0.9
		2,339,596	1,797,668	510,990	7,925	20.117
37	%頭	100	77.3	21.4	0.4	0.9
		2,296,478	1,774,914	490,601	8,687	20,130
38	%頭	100	77.4	21.0	0.4	1.0
		2,233,148	1,728,344	468,260	9,908	21,548
39	%頭	100	80.2	18.2	0.4	1.1
		2,057,507	1,649,425	373,737	9,069	23,278
40	%頭	100	81.0	17.2	0.4	1.2
		1,796,636	1,454,755	309,044	7,929	22,404
41	%頭	100	81.7	16.2	0.5	1.5
		1,535,577	1,254,584	249,166	7,554	22,802
42	%頭	100	82.0	15.6	0.5	1.7
		1,483,969	1,216,510	232,201	7,394	25,077
43	%頭	100	82.9	14.6	0.5	1.8
		1,525,915	1,264,288	223,077	7,612	27,750
44	%頭	100	76.5	11.7	0.5	1.6
		1,773,410	1,355,790	207,133	8,589	27,529
45	%頭	100	76.8	11.5	0.5	1.7
		1,787,632	1,373,603	205,708	8,593	30,164
46	%頭	100	75.5	10.8	0.5	1.9
		1,753,179	1,322,788	188,923	8,266	32,724
47	%頭	100	71.6	8.4	0.4	1.9
		1,723,598	1,233,877	145,040	6,609	32,684
48	%頭	100	66.5	7.4	0.3	2.0
		1,769,575	1,176,651	130,243	5,415	35,814
49	%頭	100	63.5	6.6	0.3	2.1
	%頭	(100)	1,172,318 (64.1)	121,275 (6.5)	4,955 (0.3)	38,332 (2.0)
		(1,878,918)	(1,204,106)	(121,275)	(5,089)	(38,332)

(注)

- 各年2月1日現在
- 昭和43年以前の総頭数は乳用種を含まないものである。
- 昭和41年以後は朝鮮種同系統をその他に含めた。
- 昭和49年の()内の数値は沖縄県を含むものである。

生産、流通消費等諸々の施策をたて、肉牛増産なお一層の努力が望まれるところである。しかし一口に増産と言つても生産農家が儲かる価格に安定させることが大切であると共に、草食動物である牛の生理特性を十分いかして生きるだけ草で飼つて安く仕上げることを考えねばならない。それには草の利用性の良い品種と、その品種の中での放牧適性のある系統の選抜を行なうことが肝要である。そこで我が国の肉用牛、いわゆる和牛の中で草の利用性、放牧適性の高い品種として『あか牛』がクローズアップされなければならない。『あか牛』の品種としての成立過程については、今更うんぬんするまでもなく、阿蘇の草原を母体として作出されたものであり、本来の遺伝形質として、シンメンタールの持つ優良な草の利用性を受け継いでいるものと考えられる。したがつて『あか牛』は草を主体とした飼養方式で、十分肉牛としての目的を果たすことができると考へられるはずだ。元来和牛肉の持つ特長として次の点が考へられる。

- ① ロースの断面積の大きいこと。
- ② 脂肪交雑（サシ）が十分あること。
- ③ 風味が特にすぐれていること。

この様な特長を十分備えている品種として、黒毛和種があり、そのため『くろ牛』は他品種よりも高く評価され、このため『くろ牛』は他品種よりも高く評価される。このため『くろ牛』は他品種よりも高く評価される。このため『くろ牛』は他品種よりも高く評価される。

- ① 草の利用性、特に放牧適性に富む。
- ② 増体量が大きい。
- ③ 哺育能力に富む（乳の出が良い）。
- ④ 性質温順で飼い易い。

この様な有利点にアクセントを強くし、我が国の牛肉生産の一翼を担う独特的の品種として、草から牛肉を生産するグラスフェッド・ビーフ（Grass fed beef）のチャンピオンに十分なりうる素質を持つている。先般公表した「昭和六十年度の家畜改良増殖目標」にも、褐毛和種の脂肪交雑については、枝肉規格の上程度（プラス2程度）を基準にし、草の利用性を高めることを強調した次第である。前述の通り年々『あか牛』のシェアは後退し、淋しい限りであるが、何とか往年の二〇%台まで回復させたい気持しきりなるものがある。昨年の石油ショック、飼料高騰の影響で子牛価格が低迷し、肉専用牛の頭数が減少した中で、



(※ 筆者は七月十日付で農林省を退官され、財團法人日本軽種馬登録協会専務理事に就任されました。)

日本短角種のみ漸増の傾向が見られ、シエラーも昭和四十一年の一・二%から昭和四十九年の二・一%と拡大しているのは注目に値する。これは日本短角種の持つ「草に乗る」強みの表われである。「あか牛」も同様の強みを持つている。いたずらに『くろ牛』と肩を並べるべく脂肪交雑を強調するあまり、濃厚飼料を多給し、脂肪層を厚くするのみで、良い結果が得られない場合が多いのではないか。元来『あか牛』は草原でのびのびと育つ牛である。大規模畜産基地の建設が北海道、東北を中心始められた。「草から牛肉を!! 安くて美味しい牛肉を!!」を目標に『あか牛』の増殖に専念すべきときがすでに来ている。『あか牛』は熊本の牛だけではないはずだ。日本の肉牛としての将来がある。『あか牛』の肉としての銘柄を定着させる、特別の流通ルートを作りあげることが必要である。

『あか牛』がいつまでも『くろ牛』の後塵を拝するようなことでは、余りにもかわいそうだ。『あか牛』は『あか牛』の道を歩むようにしなければならない。『あか牛』の生産者がこの点を十分認識され、往年のシエラーに復帰できる日が近く来ることを念願して止まない。『あか牛』のシエラーが一〇%を切るのは情無い。これではかわいい『あか牛』が泣きだすのではないか。やはり『あか牛』は広々とした草原で「もうー」と啼いて欲しい。

(完)

家畜改良殖増目標の策定公表について

農林省畜産局家畜生産課

課長補佐 穂屋 照夫

去る六月十六日に、昭和五十一年から昭和六十年までの十年間ににおける家畜改良殖増目標が公表されたので、以下家畜改良殖増目標策定の趣旨、経緯及び内容等について概要を紹介する。

一、策定の趣旨

我が国における畜産物の消費は、国民所得水準の向上と食生活の高度化多様化の進展を背景に逐年増大し、食生活における重要なたん白質供給源として定着していくとともに、我が国畜産も農業の基幹部門の一つとしてめざましい発展をとげている。

言うまでもなく、家畜の改良殖増はこのような畜産振興の基本事項であつて、その効果が發揮されるまでには極めて長期間を要するうえ、平素からの地道な努力の積み重ねが必要であるので、国、県、関係団体、畜産農家が一体となつて計画的に、しかも効率的に進めていかなければなら

ない。そこで、国は長期的展望のうえに立った家畜の改良殖増に関する方針を明示して農家、農業関係者、さらには国民一般の理解と協力を求めるとともに、都道府県が家畜改良殖増計画を樹てる際のよりどころとするためにも、改良殖増の目標を明確に示す必要がある。

このため、家畜改良殖増法（昭和二十五年法律第二百九号）の規定により、牛、馬、豚めん羊及び山羊について、その種類ごとに改良殖増目標を定め、公表しなければならないこととされている。

二、策定の経緯

これまでの家畜改良殖増目標は、昭和五十二年を目標年次として昭和四十四年六月に策定公表されていたが、政令の規定によると、おおむね五年をこえない範囲内でその後の十年間につき目標を定めることとなつていて、また畜産をめぐる諸般の情勢も四十四年の策定当時とは大きく変わってきたので、このような状況の変化に対応し、これまでの家畜改良技術の向上等を勘案して、今回新たに昭和六十年を目標年次とする家畜改良殖増目標を策定したわけである。

目標の策定に当たつては、家畜改良殖増法の規定により畜産振興審議会の意見を聽かなければならないこととなつていて、一昨年来畜産局において、畜産振興審議会家

畜改良増殖部会の委員懇談会や、学識経験者、関係団体代表等による研究会を開催し、関係者の意見もうかがいながら慎重に検討を進め、最終的には六月六日に、政府案を適当と認める旨の審議会の答申を得て今回農林大臣の公表をみた次第である。

三、肉用牛の改良増殖目標

家畜改良増殖目標のうち、肉用牛については別記のとおりであるが、策定に当たつての考え方、留意した点等について若干の解説をしてみたい。

(一) 今後の肉用牛飼養は、長期的な飼料穀物の国際需給の動向からみて、粗飼料を主体とした飼養方法が強く要請されるので、草の利用に対する適応性を高めるため、体型については体積の豊かなものにするよう、とくに体幅の増大と後軀の充実に重点をおくこととした。体型の目標数値及び十六ヵ月齢時の発育基準については、我が国で古くから飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種の四品種の体型部位の数値を考慮のうえ、包括して幅で示した。しかし、体型のうちでも象徴的な部位である成熟時の体高についてだけは、説明の項で品種ごとに示すこととした。なお、褐毛和種の体高を幅で示しているのは、肥後系と土佐系の相違によるもので、数値の大きい方が肥後系である。

(二) 繁殖能力については、最近、子牛の発育の向上と飼養管理技術の改善向上により初産種付が早まり、十五—十六ヵ月齢（鳥取種畜牧場における最近六年間の平均は十五・八ヵ月）となつてるので、資源増殖上からも初産分娩の目標を二十四—二十五ヵ月齢とともに、連産性に富むことを強調した。

(三) 産肉能力検定成績によると、現状は、一日当たり増体量〇・七五一—・一〇キログラム、枝肉歩留五十八—六十四パーセントと、上位のものは改良が進んでいるが、ばらつきが大きく、齊一性についてはかなり向上の余地が残されていること、また、今後の飼養が濃厚飼料節減の方向にあること等を考慮し、とくに能力低位のものを引き上げ、齊一性を高めることとして目標数値をそれぞれ〇・九〇—一・一〇キログラム、六十一—六十五パーセントと定め、一般的の肥育の場合にもこれを目途にすることとした。

また、肉質に関しては最近、脂肪交雑の向上を志向するあまり濃厚飼料を多給し、必要以上に脂肪層を厚くする傾向にあるので、注意を促す意味で脂肪交雑の具体的な目標設定を避け、枝肉規格区分によつて黒毛和種は上以上、褐毛和種、日本短角種及び無角和種は上程度といふおよその目標を示すに止めた。

(四) アバディーンアンガス種及びヘレフォード種等の外国肉用種については国内飼養頭数が少なく、データも数量的に十分でないので、説明の項で記述したが、前回の改良増殖目標よりも具体化し新たに体重、体高の目標数値を示した。現在我が国で飼養されている外国種は一般にコンパクトタイプのため、肥育終了時五百キログラム以上を実現しようとすると日数や飼料を多く必要とし、かつ、皮下脂肪が厚くなるおそれがあるので、やや大型化を図る必要があるものと考えて十勝種畜牧場けい養牛の体型を勘案のうえ目標数値を定めた。

(五) 近年における肉用牛の中に占める乳用種のシェアーの拡大と今後の肉資源としての効率的利用の立場から、乳用種去勢牛についても今回説明の項で新たに記載した。しかしながら、乳用種去勢牛は酪農経営に伴つて生産される副次的な資源であり、先天的な体型、能力についても、いうまでもなく乳用牛の改良の範ちゆうにおかれているので、ここでは、供給される資源を肉用牛として有効に活用するためのいわば肥育技術の目安ともいべき肥育終了時の数値を掲げた。

また、乳用種去勢牛の肉質については、いたずらに上位をねらうことは避け、枝肉規格で一部上のものもあるがおおむね中程度のものに揃えることを目標にして、

肥育技術の向上のこととした。

(六) 目標頭数については、昭和六十年度における牛肉の需要が六十三万トン程度と見込まれるが、牛肉の長期的な国際需給からみて極力国内生産によつてまかなう必要があるので、需要量の八割強の約五十万トンを生産することとし、昭和六十年における肉用牛の目標頭数を肉専用種二百十万頭、乳用種百二十万頭、併せて三百三十万頭とした。

この頭数目標達成のためには、肉用牛資源として肉専用種の維持増産はもちろん、乳用種去勢牛等の積極的活用を図るとともに、草資源の活用をさらに進める必要がある。なお、肉専用種の増殖を図るため繁殖可能な雌牛なかんづく未経産雌牛の肥育は極力避ける必要があるのでとくにこの点を強調した。

以上、肉用牛の改良増殖目標に関して概要を紹介したが関係者におかれてはこの趣旨、内容等について十分理解のうえ、目標達成のため積極的な協力を期待して止まない。

家畜改良増殖目標

2. 肉用牛

- (1) 体型については、体幅の増大と後軀の充実に努め体積、均称及び資質の良いものにする。
- (2) 繁殖能力については、早熟で哺育能力及び連産性に富み、産子の育成率の高いものにする。
- (3) 産肉能力については、発育が早く、飼料の利用性に富み、肉量が多く、肉質の良いものにする。
- (4) 強健で、粗飼料の利用性及び放牧適性に富むものにする。
- (5) 遺伝的能力の改良の推進とあわせて、飼養管理の改善を図ることとし、体型及び能力に関する目標数値（全国平均）を次のとおりとする。ただし、体型は成熟時における種牛の場合とする。
- (6) 総頭数は三三〇万頭とする。

(説明)

- (1) 今後の飼養構造等の変化に対応して、発育の早さ、産肉性及び繁殖能力の向上に重点をおき、肉用牛の改良増殖を進める。

ア、体型

区分	性別	体重	体高	胸囲	寛幅
		kg	cm	cm	cm
現在	雄 雌	890～940 510～580	139～143 125～130	232～237 188～198	55～57 46～49
目標 (60年)	雄 雌	900～1,000 530～600	140～145 127～130	235～245 195～208	56～57 48～52

- (注) 1) 数値の幅は品種による差に基づく。
2) 外国肉用種を除く。

イ、産肉能力

区分	性別	肥育開始月齢	肥育期間	1日当たり増体量	枝肉歩留%
		カ月	日	kg	%
現在	去勢	7～9	300～330	0.75～1.10	58～64
目標 (60年)	去勢	7～8	300～330	0.90～1.10	61～65

- (注) 1) 乳用種去勢牛を除く。
2) 数値はいずれも産肉能力検定の場合とする

体積の増加に努める。なお、育成過程の発育に留意することとして、目標年次の育成牛の一六カ月齢時における発育基準を次のとおりとする。

また、成熟時における体高の目標については、黒

性別	体重	体高	胸囲	寛幅
雄	530~610 kg	129~131 cm	195~202 cm	47~51 cm
雌	380~410	119~120	170~180	43~45

(注) 外国肉用種及び乳用種を除く。

毛和種にあつては雄一四二センチメートル、雌一二八センチメートル、褐毛和種にあつては雄一四二センチメートル、雌一二八センチメートル、日本短角種にあつては雄一四五センチメートル、雌一三〇センチメートル、無角和種にあつては雄一四〇センチメートル、雌一二七センチメートルとする。

イ、繁殖能力については、二四二五ヵ月齢程度で初産できることを目標とし、哺育能力及び連産性に富み、生時体重の増加と産子の育成性の向上に努める。ウ、産肉能力については、一日当たり増体量が多く、飼料の利用性に富み、肉量が多く、枝肉歩留が高く肉質の良いものにする。

なお、肥育に際しては一日当たり増体量は〇・九〇~一・一〇キログラム、枝肉歩留は六一~六五パーセントを目途とするものとする。

エ、今後における飼料穀物の国際需給の動向に対処して、粗飼料の給与割合を高めるとともに、肉用牛資源の維持増大を図るために去勢牛を主体として肥育を推進しつつ、あわせて肉質の向上を図るため黒毛和種においては枝肉規格の上以上、褐毛和種、日本短角種及び無角和種においては枝肉規格の上程度を目標として遺伝的改良と肥育技術の向上に努める。

カ、アバディーンアンガス種、ヘレフォード種等の外國肉用種については、草資源が豊富で大規模な経営が集団的に見込まれる地帯を主体にその普及と利用を推進することとし、成熟時の体重は雄八〇〇~一、〇〇〇キログラム、雌五〇〇~七〇〇キログラム、体高は雄一三四~一四〇センチメートル、雌二〇~一二五センチメートルを目標とする。

(2) 今後における乳用種の肉資源としての効率的利用を図るため、乳用種去勢牛の肥育については次の数値を目途とし、枝肉規格の中又はそれ以上に仕上げるように努める。

(3)

近年、牛肉の需要は大幅な伸びを示しており、今後ともその伸び率は鈍化するものの、堅調に推移するものとみられるので、昭和六〇年度

における牛肉の需要は六三万トン程度と見込まれる。

一方、牛肉は今後国際的にも不足傾向の続くことが予想されるので、国内の肉用牛資源の維持培養と有効利用及び草資源の活用を基本として、雌牛を未経産のまま肥育することなどを避けながら肉専用種の増殖を進めるとともに、乳用種去勢牛の積極的活用を図って生産の安定的増大に努め、需要に対して八割強の生産を確保することとし、昭和六〇年における肉用牛の頭数目標を三三〇万頭（乳用種一二〇万頭を含む。）とする。

区分	肥育終了時 月	肥育終了時 体 重	1日平均 増 体 量	枝肉歩留 %
若齡肥育	17~18 カ月	kg以上 600	kg以上 1.1	59~61

(注) 若齡肥育のうち粗飼料給与に重点を置いた場合の肥育終了時月齢は20~22カ月齢とする。



牛肉の価格安定について

農林省畜産局
食肉鶏卵課技官 吉岡 勝

去る四月十八日に「畜産物の価格安定等に関する法律」の一部が改正公布され、これに伴つて昭和五十年度の牛肉の安定価格が四月二十一日の畜産振興審議会食肉部会で審議された上で、五月一日に告示され、牛肉についても豚肉と同様に法律に基づく価格安定制度がスタートした。

そこで、牛肉の価格安定制度の仕組み、五十年度の安定価格等について若干説明してみたいと思う。

一、牛肉価格安定制度の成立

「畜産物の価格安定等に関する法律」は昭和三十六年に成立し、従来、主として原料乳と豚肉について価格の安定をはかることから、毎年度安定価格が定められていた。

牛肉については、従来、この制度とは別個に、輸入割当制度（牛肉の輸入を割当て制とするもので、豚肉が自由化されているのとは異なり輸入は制限されている）の下において、輸入牛肉の相当量を畜産振興事業団が取扱うことにより、国内の需給及び価格動向を勘案して牛肉の需給調整

を図り、牛肉の価格安定を図ることとしていた。しかしながら、昭和四十七年夏以来の価格の高騰（需要の増大と国内生産の減少）、昭和四十八年十一月以降の急落（石油ショックに伴う牛肉需要の停滞と供給量の増大）等価格の著しい変動がみられたこともあり、今後、長期的に肉用牛経営の安定を図り、肉用牛の生産振興と牛肉の消費安定を期するためには、牛肉の価格安定に関する恒久的な制度を確立することが必要であると考えられ、今回、牛肉を「畜産物の価格安定等に関する法律」による指定食肉として、豚肉と同様に価格安定をはかることとなつた。

二、牛肉価格安定制度の仕組み

牛肉の価格安定制度の仕組みは豚肉の場合とほぼ同様で、牛肉の取引市場における自由な売買を前提とし、安定基準価格と安定上位価格を毎年度、畜産振興審議会の意見を聞いた上で農林大臣が定め、この安定価格帯の中で牛肉の卸売価格を安定させようというものである。すなわち、これらの価格が決定すると、牛肉の卸売価格が安定基準価格を下つて低落した場合には、その価格の回復を図るため、中央卸売市場等において牛肉を安定基準価格で買い入れ、また、牛肉の卸売価格が安定上位価格を超えて騰貴し、または騰貴するおそれがあると認められる場合には、その価格の騰貴を防止するため、その保管する牛肉を中央卸売市場

等において売り渡すこととなる。

このような牛肉の買入れ、売渡し措置は畜産振興事業団が実施するものであるが、これに加えて牛肉の卸売価格が著しく低落し、または低落するおそれがあると認められる

場合には、肉用牛の生産者団体は牛肉の価格を回復し、あるいは維持することを目的として、牛肉の保管または販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けて、その計画を実施することができ、この保管に要する経費については畜産振興事業団が助成することとなつてゐる（豚肉の場合と同じ）。

なお、牛肉について、豚肉の場合と大きく異なつてゐるのは輸入に関してである。すなわち、豚肉については国内における自給を原則とし、さらに豚肉の輸入が自由化され

ていることから、豚肉の輸入は通常、一〇%の関税または差額関税のいずれか高い方で輸入されることとなつており、国内の市場の卸売価格が安定上位価格を越える場合には輸入豚肉の関税を減免して国内の市場への供給増加をはかり価格の安定に努めることになつてゐるが、一方、牛肉については、通常時においても相当量の輸入が必要な需給事情にあるとともに牛肉の輸入は自由化されておらず輸入割当て制となつており、しかも輸入は畜産振興事業団が一元的に取り扱うこととなつてゐるので、畜産振興事業団は国

内市場における牛肉の価格水準を見ながら牛肉の輸入及び国内市場への放出量をコントロールして価格の安定を図る仕組みになつてゐる。

三、昭和五十年度における安定価格

(1) 安定価格の対象牛肉

この制度において対象となる牛肉は「去勢和牛」（黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種の去勢）と「その他の去勢牛肉」（乳用種肥育雄、外国種及び交雑種の去勢）の社団法人日本食肉格付協会の牛枝肉規格格付規程で定める規格「中」に該当するもので（格付の中で最も多い）乳廃牛や雌牛あるいは「並」の規格のものは対象とならない。

(2) 安定価格の算定方式

昭和五十年度における牛肉の安定価格の算定方法は豚肉価格と類似したものであるが、需給調整係数を使用しなかつたことが豚肉価格の算定式と異なる点である。これは豚肉については国内自給を前提として需要に対応して供給の過不足を価格の面で補い、国内において需要に対応した生産をはかるうとしているのに對し、牛肉については国内で一〇〇%自給することは困難であることから、毎年度ある程度の輸入は行なうことにしてゐるためである。

このような算定方式は、具体的には、去勢和牛について

基準期間（肉牛の生産期間が長期間を要することや四十七年夏以降の異常な価格変動等を勘案して、昭和四十三年三月から五十年二月までの七年間とした）における農家販売価格に、基準期間と価格決定年度（昭和五〇年度）の間に生産費の変化を示す指数を乗じて価格決定年度の去勢和牛の農家販売価格を算出し、これを基準期間における去勢和牛の農家販売価格と規格「中」の去勢和牛の枝肉卸売価格の相関関係から導き出された換算式により枝肉卸売価格に換算し、この枝肉卸売価格に基準期間における去勢和牛の価格についての変動係数（バラツキを表わす数値の一つで標準偏差÷平均値で算出され、%で表わす）を乗じて得た額を加えて安定上位価格とし、この枝肉卸売価格から同じ額を差し引いて安定基準価格としている。

また、乳用去勢牛肉等その他の去勢肉用牛肉については生産費調査等価格算定のための基礎資料の整備が不十分であること等から、去勢和牛肉の安定価格に、基準期間における去勢和牛肉「中」と乳雄牛肉「中」との卸売価格（いずれも東京と大阪の加重平均卸売価格）の価格差（八一・四%）を乗じて算出した。

なお、この安定価格は、東京、大阪の両中央卸売市場の価格差が去勢乳用牛肉についてはほとんどなく、去勢和牛肉についても、近年その価格差も僅少であり、また縮少す

る傾向にあることから、両市場とも同一価格とした。

(3) 安定基準価格および安定上位価格

昭和五十年度における安定基準価格及び安定上位価格は次のとおりであり、これらはいずれも去勢和牛肉とその他他の去勢牛肉について規格「中」のものに適用されるものであり、雌や老廃牛あるいは規格の「並」等は対象とはならない。

安定基準価格

安定上位価格

去勢和牛肉 一、一四三円

一、五一八円

その他の去勢牛肉 九三〇円

一、一三六円

（注）牛枝肉の一kg当たり価格

四、今後の牛価安定

(1) 価格安定対策

前述のとおり、畜安法にもとづいて牛肉の価格安定対策も一層強化されてきたが、今回の畜安法により指定食肉としての価格安定対策のみで価格の安定は困難であり、子牛の価格安定、飼料価格の安定等も肉用牛振興上大切であるとともに、牛肉の需要拡大のためにも生産者はできる限り省力化等による生産費の低下に努め、消費者に良質で安価な牛肉を供給することが必要であろう。

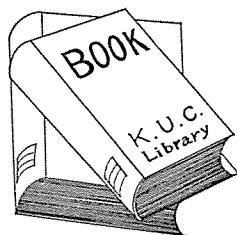
(2) 価格の算定

昭和五十年度における牛肉の安定価格は前述のとおり決

定したが、肉用牛については基礎資料が不十分であり、今後一層整備するとともに算定方法についても検討する必要があるとの附帯決議もついている。

(3) 牛肉の輸入について

牛肉については、前述のことおり、毎年度、ある程度の輸入が必要であり、畜産振興事業団による輸入牛肉の適切な取扱いが、牛肉価格安定のためにも必要となつてている。



肉用子牛の代償性成長

九州農試 畜産部 家畜第一研究室長 黒肥地一郎

肥育と代償性成長の関係

子牛の代償性成長についての概論は前に述べたとおりであるが、実際に子牛を飼養管理する場合に、代償性成長はどうな場合にどのような形で認められるか、それをうまく利用した飼養管理法とは一体どんな方法であるか、実際的なことを知るために述べてみることにしよう。

実際問題としてわれわれが牛の代償性成長を比較的明らかに認める能够なのは、成長途上にある子牛を肥育する場合に多い。

しかし、若い牛を肥育する場合とはいえ、いつでも代償性成長が認められるわけではなく、肥育前および肥育中を通じての牛の成長パターンのいかん、換言すればその間ににおける各時期の飼養管理法のいかんによつて、代償性成長を認める場合と認めない場合がある。

すなわち、肥育前および肥育中を通して、そのある一部の期間において、牛の成長が抑制されるような飼養管理が

行なわれ、それに引き継ぎ肥育牛として十分に成長あるいは増体し得るような飼養管理法がとられた場合において認められる。しかも牛の肥育度が低い時期に成長抑制が行なわれた場合に著明に認められる。この辺のことはこれまでに述べてきたことからも理解できるものと思われる。

ただ常識的に理解に苦しむとすれば、ある特定の期間とはいえないかなる理由で肥育において増体速度を低下させるような成長抑制や、それに続く代償性成長を考慮しなければならない場合があるのかということであろう。まずその理由を明らかにしておく必要がある。

そのためには順序として、現在わが国で最も普遍的に行なわれている濃厚飼料多給飽食方式による肉牛肥育が、先年來の濃厚飼料の値上がりを経過しつつも何故根強く行なわれているか若干述べておかねばならない。

その主な理由としては一応次の点をあげることができ

る。

- ①濃厚飼料多給の飽食方式による肥育は増体速度が速く技術的に単純である。
- ②粗飼料依存度が極めて低いため、粗飼料生産のための広い土地を必要とせず、そのための労力も少なく、多頭飼養が容易である。
- ③数年前までは濃厚飼料価格が比較的低く、一定養分量

当たりの価格も自給粗飼料より低かつた。

その内、①②が最も大きな理由である。

すなわち、この肥育法は元来土地に恵まれていない地域の肉牛肥育農家が、農村の労働力および粗飼料基盤不足の中で、飼養管理面の省力化・集約化による飼養規模の拡大等によつて、生産コストの低減と所得の増大を図るために必然的にとらざるを得ない方法であつたともいえよう。

このようにして、濃厚飼料多給飽食方式の肥育は、かつての安価な輸入濃厚飼料を裏付けとし、粗飼料の生産や取得が困難な地域においてさえ大規模な肉牛肥育経営を可能にした。その上、濃厚飼料飽食方式という極めて単純な飼養方式は、粗飼料生産基盤に恵まれている肥育農家にとつても大きな魅力となり、粗飼料生産基盤の有無とは無関係に一般的に広く定着し、多少濃厚飼料価格の高騰をみても粗飼料依存度を高めることによつてこれに対応しようとする意欲もないまま、惰性的に今日にいたつてゐるのが実情である。

しかし、その理由はともあれ、戦後を通じてわが国の肉牛肥育頭数および一頭当たり枝肉生産量が飛躍的に伸びてきた裏には、いくつかの功罪を含みながらも濃厚飼料多給飽食方式の肥育法がその推進力となつてきたことに異論をさし挿む余地はなかろう。

そこで本論に戻り、前述のように、それなりのメリットを有する濃厚飼料多給飽食方式の肥育が普遍的であるにもかかわらず、何故肥育期間中に成長抑制や代償性成長を考慮する肥育法をとらねばならない場合があるのか述べてみよう。

なお、ここで明らかにしておきたいことは、肥育様式（開始年齢・開始体重・肥育期間・仕上げ体重等の違い）によつては、肥育期間中の成長抑制や代償性成長をとり入れてはいけない場合があることである。

すなわち、わが国で現在行なわれている和牛の肥育様式をとりまとめて表示すると表一のようく真に多様であり、中には一部の地方で僅かな頭数が肥育されている様式もある。

また、肥育様式を素牛の年齢別にみると、離乳時（九一〇カ月齢）の若齢牛から肥育する場合と、ある程度成長したものを肥育する場合に大別され、肥育期間別にみると、約三ヶ月間の短期のもの、約六カ月間の中期のもの、および一年以上におよぶ長期のものに区別される。

このように大別してみると、肥育中に代償性成長を利用し得る肥育様式は、若齢牛の長期肥育の場合であることが明らかである。

すなわち、短期肥育および中期肥育においては、その肥

表 1 和牛の肥育様式

区分		開始年齢	開始体重	肥育期間	1日当たり 増体重	仕上げ体重
雌牛	理想肥育	2~3才	kg 400~450	日 300~360	kg 0.4~1.0 (0.7)	kg 600~700
	普通肥育	3~6	340~370	150~180	0.7~1.4 (1.0)	500~550
	老廃牛肥育	8~11	350~400	100	0.5~1.5 (1.0)	450~500
	若齢肥育	離乳子牛	200~250	360	0.7~0.9 (0.8)	500~530
去勢牛	理想肥育	1~2	400~450	300~360	0.5~1.0 (0.8)	650~700
	壮齢肥育	2~3	370~420	150~180	0.7~1.5 (1.1)	550~600
	若齢肥育	離乳子牛	230~280	330~360	0.6~1.0 (0.8)	500~550
雄牛	若齢肥育	離乳子牛	250	360	1.0	600

注 () 内に示した1日当たり増体量が平均的数値である。

育目標よりみて、肥育中の成長抑制や代償成長などを考慮する余地や必要性はなく、比較的短期間で牛の増体量能力を最高に發揮させるためには、濃厚飼料多給飽食方式等の高エネルギー飼養を行なわざるを得ない。

しかし、肥育様式は必ずしも一定不变のものではなく、素牛や牛肉の需給事情等によつて表一のいずれにも適合しない場合がある。現在最も多く行なわれている去勢牛肥育は、時代の要請により表一の若齢肥育よりもさらに大きな仕上げ体重および高級な肉質を目標として、肥育期間も一年以上に延長される傾向が強く、仕上げ体重六〇〇kg以上枝肉重量三七〇~四〇〇kg、肉質良好なものを狙つて肥育されている。そのため仕上げ時の月齢は少なくとも二二カ月齢以上となり、二五カ月齢程度のものも少なくない。

なお、成長中の去勢子牛を長期間肥育して六〇〇kg以上の体重に仕上げる場合（これは若齢肥育中の去勢牛を素牛とした理想肥育ともいえる）または理想肥育のように、大きい仕上げ体重と高度な脂肪交雑を目標として肥育する場合に、肥育開始時より全期間を通じて、濃厚飼料飽食方式のような高エネルギー飼料多給の肥育を行なえば、數カ月間増体量速度の速い期間が続き、その間の一日当たり増体量は1kg以上に達することが多い。しかし、その間における体脂肪蓄積も早く、去勢牛においては体重四五〇~五〇〇kg

程度になると増体は著しく鈍化し飼料効率も低下する。

また、その後引続いて、目標体重に達するまで長期間肥育を実施した場合は、一般に体脂肪多くなり、その割には脂肪交雑もなく、かえつて枝肉価値を低下させる傾向がある。

同時に、肥育期間を通じた飼料効率も低くなり、 1 kg 増体当たりの飼料費も増加するため、重い仕上体重と良質な枝肉生産を目標として長期肥育を行なうためには、肥育過程における適度な増体速度の調節が心要である。

特に現在一般に行なわれている去勢牛肥育の場合は、成長中の九ヶ月齢位の牛を一年以上も肥育することになり、肥育期間を肥育過程における体構成の面からみると、主として骨や筋肉の発育によつて増体する時期、いわば育成的要素が強い時期と、その後の、主に脂肪蓄積によつて増体する真の意味の肥育期に分けることができる。

なお、育成的要素が強い、肥育初期から濃厚飼料多給の肥育を行なうと、体脂肪は早くから蓄積し、体重四〇〇—五〇〇kgで増体が著しく鈍くなり、引続いて体重六〇〇

kg以上を目標に長期間肥育すれば、厚脂になる傾向が強いことは前述のとおりである。

したがつて、このような肥育においてこそ、肥育初期数カ月間の成長抑制とその後の代償性成長利用が重要な意義

をもつことになる。

去勢牛長期肥育における代償性成長利用の利点
肥育における代償性成長利用の利点についてはこれまで述べてきたことからもある程度推察できるが、ここで改めて述べてみたい。

①肥育中、体重四五〇—五〇〇kg以上にみられる増体速度の激減や過度の脂肪沈着を防ぎ、体重六〇〇kg以上に仕上げることができる。

すなわち、育成的要素の強い肥育初期数カ月間（四一五カ月間）の成長を骨および筋肉の発育程度に抑え、早くから脂肪蓄積が多くないようにして、その後濃厚飼料多給の仕上げ肥育を行なうときは、四五〇—五〇〇kgの体重に達するまでに幾分多くの日数を要するが、体重六〇〇kg以上に達するまで増体量の激減は認められず、過肥になることも少ない。その結果、皮下脂肪の厚みも適度で、重量も三七〇—四〇〇kgの枝肉が生産できる。しかし、仕上肥育期間をいたずらに延ばした場合は結果として過肥になる可能性がある。

②肥育初期数カ月間における粗飼料給与割合を増すことなどが可能となり、肥育期間における濃厚飼料の節減および粗飼料基盤に恵まれた地域においては生産コストの低下が期待できる。

肥育初期における数カ月間の成長抑制(増体速度調節)を行なうためには、その間ににおける飼料構成を、昨今の肥育において一般にみられる濃厚飼料主体から、粗飼料主体へと切換えることができる。

このことは、肥育各期における濃厚飼料と粗飼料の飼料

効率よりもみても合理的なことである。

その理由は、肥育期間を大別した、その前半期、特に初期においては、飼料中の濃厚飼料割合が高い場合と粗飼料割合が高い場合の増体量の差が、後半期におけるそれと比べ著しく少ないからである。

このことは、図一によつても知ることができる。

すなわち、図一は Tayler ら(一九七二)が、飼料中の濃厚飼料と粗飼料の割合を変えて実施した、肉用牛飼養試験結果より求めたもので、有機物摂取量(飼料摂取量と理解してよい)中の濃厚飼料割合の増加による一日当たり増体量の増加は、飼養一期(前期)より二期(後期)の方が多いことを示している。

別の表現を用いると、一期における飼料は、濃厚飼料主体であつても粗飼料主体であつても、その間の増体量に大きな差を生じないが、二期においては飼料中の濃厚飼料割合を増すことにより著しく増体量が増えることを意味している。

なお、九州農試を含む全国一一場所の協定による、若齢肥育牛飼料給与基準設定のための肥育試験(一九七〇~一九七二)においても同様な傾向を認めている。

これらのことから、成長中の去勢子牛を素牛として、大きな仕上げ体重を目標に長期肥育を行なう場合は、肥育初

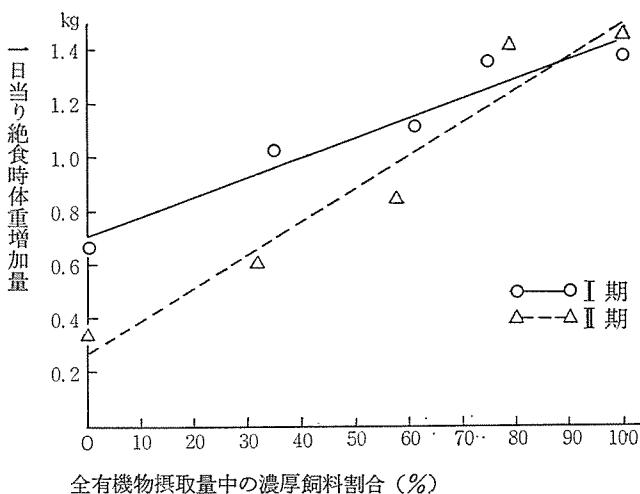


図1. 飼料中の濃厚飼料割合と絶食時体重増加量との関係 (Taylerら、1972)

期は粗飼料主体で増体速度をある程度抑えつつ肥育し、その後、濃厚飼料主体の肥育によつて代償性成長を加味した増体速度の増加を図り、予定期間で目標体重に達せしめるのが原則であると思われる。

また、このような肥育法を合理的に行なうことによつて期待される飼料費の低下は、技術的にみれば付帯的なことかもしれないが、経営上重要な利点であることはいうまでもない。

(未完)



ハウス畜舎による

肉用牛多頭飼育經營について

熊本県鹿本畜産農協

技師 千原 静也

はじめに

肉用牛の繁殖經營において、規模拡大を計ろうとする際畜舎施設にばく大な費用がかかり、せつかくの計画も途中で中止しなければならなくなる例が多い。そこで畜舎にかかる経費をできるだけ節減して經營を有利に導くことが大切である。

これから紹介しようとする人は、純畑作地帯において、ユニークな発想により、使用ずみになつたそ菜用のビニールハウスを利用した畜舎で、繁殖牛の多頭化をすすめて好成績をあげている例である。

経営農家の内容

熊本市から北に約二〇km、明治の史跡「田原坂」で有名な鹿本郡植木町。この町はスイカの生産でも全国一として有名で、いたるところにビニールハウスが連なり一見雄大な景観を呈している。

竹重正経氏（三十二歳）は、以前はスイカ栽培を中心にして、秋野菜、ほかに肉用牛を一頭飼育していたが、そ菜園芸は年間を通じて労働がはげしく、特にビニールハウス内の作業は想像を絶するもので苦痛を感じるほどであった。氏は、鹿本畜産農協の第一回畜産青年講座を受講し、畜産に興味を持ちはじめていたので、できれば畜産（肉用牛）經營に転換したいと考えていた。肉用牛の繁殖經營はそ菜栽培に比べ労働力の配分が平均的で、わりに手がかららず、飼料の自給度を高めていけば有利な經營ができるものと確信し、一応目標を三〇頭飼育において実行に踏み出した。

畜舎（ハウス利用）

スイカ栽培に使用したビニールハウスを利用し、できるだけ畜舎に経費をかけないよう配慮してある。（図一および写真参照）

このハウスは五年以上使用しているので減価消却はゼロである。内部の仕切り枠材は自家手持ちの材料を使用（見積額三万円）してあるので実質購入費は五万円程度である。大きさは幅五m、長さ四四mで、やや手狭であるため現在別に六m幅のものを建設中である。ハウスには夏の暑熱を防ぐために屋根にカボチャとハヤトウリをはいのばらせて避陰の役目をしている。下部一mは通風をよくするた

め開放し、夏は涼しく冬は暖かいように設計してある。また、畠地のまん中に付設されてあるため、とかく問題にされがちな糞尿公害の心配は全くない。糞尿はすぐに飼料畠に還元され牧草や飼料作物の増収に寄与し一挙両得である。

経営規模

農地は田三三一アール、畠一〇〇アール、借地一二〇アール、計二五二アールである。飼料の栽培には農地を有効に活用し、イタリアン二五二アール、ローズグラス一五アール、ソルゴー一〇〇アール、シコクヒエ四〇アール、トウモロコシ六〇アール、計四七二アール（年間延作付面積）である。

現在の飼養頭数は繁殖牛二六頭、生産された子牛一五頭（雄六、雌九）で、今年すでに四頭を五月のセリ市で販売している。他の牛は全部妊娠牛である。管理は夜間は前記のハウスに繋留し、昼間はハウスに併設された運動場に追い込む。このため肢蹄や骨格はがん健にしていずれも発育良好である。発情等の見分けも簡単である。

おわりに

広い放牧場をもつところならいざらず、さほど広くない畠作地帯において繁殖牛の多頭化を進めることはいろんな障害が多く並みたいていのことではない。実際に着行し

てまだ日も浅く、十分とはいえないまでもこれらの障害を克服して、着実に目標に向かつて進んでいる青年をわれわれは暖かい目で見守り、さらに彼に続く人達が多く生まれることを念願したい。

正面図

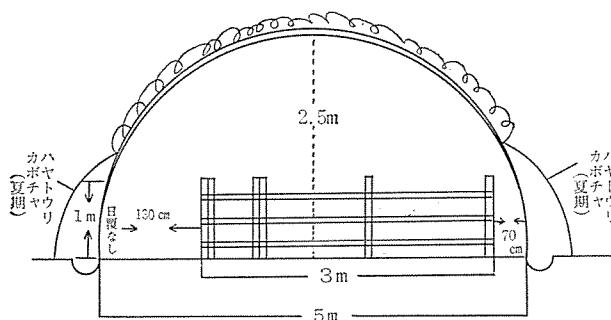
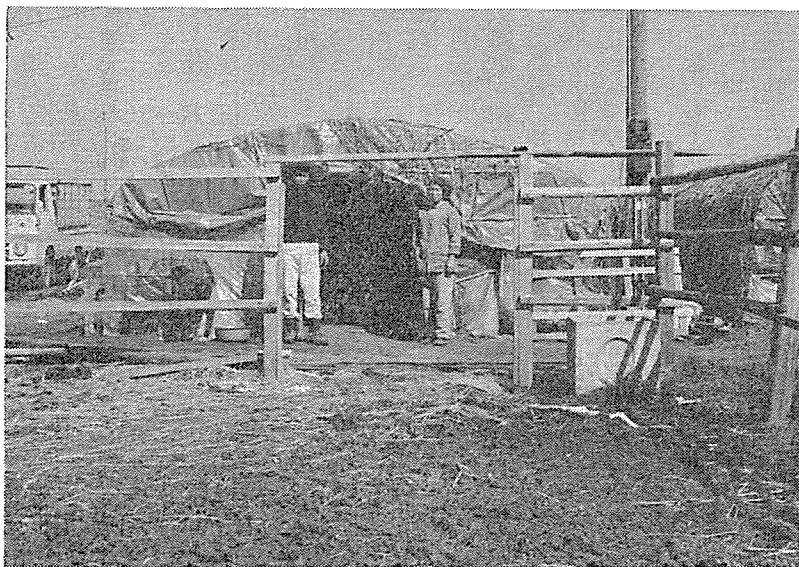
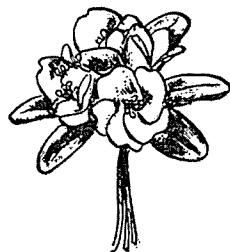


図1. ハウス内部構造とその経費

ハウス 1棟の価格	
棟価格	7.0万円
渋	3.5
梓	8.0
計	18.5万円



竹重氏夫妻とハウス畜舎（手前運動場より写す）



質問に答えて

肉用牛の哺乳中去勢について

この欄は、本誌読者からの質問に対するもので、その道のエキスパートの方に解説的に答えてもらつたものです。この欄でぜひお聞きしたいところがある場合は編集部までご連絡ください。著者高畠は匿名でも差支えありません。

(問) 肉牛肥育の際、哺乳中去勢したものが肉質がよくなると言われておりますが、その去勢時期や発育への影響などについてお教えて下さい。(熊本県 荒牧清光)

(答) 一般に、肉質は主として、サン(ロース芯の脂肪交雑状態)によつて表現されます。正しくは肉色、肉のきめ、つまり、脂肪の色沢および質を総合して評価されるものです。

肉質の問題は単純なものではなく、系統(遺伝的なもの)性、年齢、栄養水準、肥育程度、体重などいろいろの条件があつて、それらのすべてがうまく組み合わざつて、はじめてよい肉質が得られるわけです。雌は去勢より、去勢は雄より肉質はよいといわれており、これは第一図をみていただければおわかりと思います。

このように、「上」級以上の枝肉は雄ではみられませんが、去勢と雌では、それぞれ五五・二%、四五・〇%を占め、やはり雌より去勢が劣っています。しかし、その差は僅かで、去勢することによつて、雌牛に近付けることができ、かなり肉質の改善がなされることがわかります。

本来、去勢の目的は、肉利用の面から肉用的価値を高めるために去勢を行ないますが、その肉質改善効果に関しては、本誌第二七号掲載の熊本畜試で実施した「哺乳中去勢牛の肥育効果について」の成績を参照してください。

去勢の時期としては、睾丸の発達しない若齢ほど期待ができる、哺乳中の生後六〇~九〇日齢までには実施したがよいでしょう。

これは、早期の去勢によつて肥育後の肉質が良好になるからであり、また、最近では子牛市場においても雄よりもむしろ去勢したものが有利に取引きされているからです。

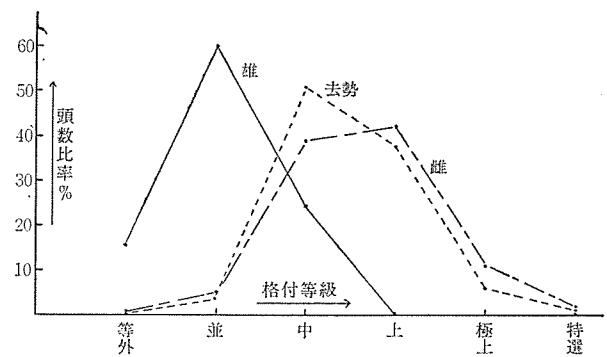
また、若齢であれば去勢による牛のいたみが少なくて済みます。ただ去勢したものでは、雄よりも発育がやや劣る傾向がみられます。

第一表は、生後約八ヵ月齢で子牛市場に上場されるまでの発育について調べたものですが、性別によつて差があり日齢体重換算で増体能力をみると雄一・一三一kg、去勢一・〇七五kg、雌〇・九七九kgで雄にくらべ去勢のものが

低いことがうかがわれますが、雄にくらべて上下の変動が小さく安定的な増体を示すようです。以上のように雄にくらべて発育がやや劣る傾向にあります。それより肉質改善に大いに期待がもてるで良好な飼養管理のもとに粒の揃つた肥育素牛の増産に心掛けられ

るよう切望いたします。

(回答者) 熊本県畜産試験場
主任研究員 原山 佑



第1図 枝肉格付等級別割合 (昭和48年日食協)

第1表 性別日齢体重

性別 区分	雌	雄	去勢
範 囲(kg)	0,500～ 1,986	0,375～ 1,840	0,656～ 1,514
平均 値(kg)	0,979	1,131	1,075
標準偏差(kg)	0,154	0,183	0,158
変動係数(%)	15.70	16.16	14.68

昭和45.11～45.12 子牛市場3,093頭

(下益城、矢部、球磨、鹿本、菊池各管内)

つりがね談義

長崎県 大崎臭骨

第十八話 オサワリガソノ氣をおひさせる

ら、それから三代あとのこの若牛にすりや、見たことも聞いたこともなかげんね、発情も忘れてしもうとつとじやなかつでしようか。わたしや、三十で後家になりましたが、今でもアン時のことは忘れまつせんタイ」といつて、歯の抜けた口もとをおさえながら笑いこけました。

びっくりしている私をしりめに、オバーさんはさらに言葉をつぎました。

「近頃はテレビが何よりのたのしみで、ホラ、『昭和枯れすぎ』に出る高橋英樹が画面でると身が火照るごとありますタイ。あげん人に一生に一度でよかけん、抱かれてみたか……ほんなコツですバイ」

さすがに年の功です。牛にことよせてのポルノ談義に、ほんとにどつちが発情しているのか、私もヘキエキしたものです。でも、色も香も消えさせたような人が、今もなお「抱いて！」という強烈な願望を持ちつづけているこの嚴肅な事実に、ハツと驚かされたのでした。

そういうと、「へエー、三代もナーハー」とえらく感心した様子でした。

「どうしてまた、そんなことを」とこちらからたたみかけますと、いやソノ……といながらオバーさんは言うのです。

「アノ事を体験しているのは、ヒーバアさん牛以前だか

ら、それから三代あとのこの若牛にすりや、見たことも聞いたこともなかげんね、発情も忘れてしもうとつとじやなかつでしようか。わたしや、三十で後家になりましたが、今でもアン時のことは忘れまつせんタイ」といつて、歯の抜けた口もとをおさえながら笑いこけました。



母牛を売りとばしているむきもないではありません。昔は田や畑の耕作に牛が使われていたので、運動も日光浴も自然におこなわれ、発情の週期も二十一日に一回、規則正しくしかも強烈なものがきていました。今じや野良に出ることもなく、陽の目もみずく薄暗い牛小屋にホウリこまれているのですから、身体に異常がおこらないというのが不思議なくらいです。だからといつて、運動をさせて日光浴も十分にといったところで、今日この頃の人手不足ではできるわけがありません。

しかばねどうするか。ここいらで発想の転換をはかつてイロハのイロからやりなおすべきであろうと思うのです。牛は何んにも言わないけれど、メス牛たりといえども女であることには間違いないのです。だからこそ、このオバーサンのせつない願いから考えられることは、牛にも抱かれてみたいという欲望があるのでしようか。

この切々たる願いをよそに、ただの一回でも抱かれることもなくデス、ただ陣痛の苦しみだけ味わおきながら、強い発情がこいとか、やれ子牛を産めといつたって、それはあまりにも人間の身勝手というものではないでしょうか。メス牛も種牡牛から口説かれない寂しさから、自己嫌悪におちいつて、いわゆる「石女」になってしまったと思うのです。

陰にこもり、ふさぎこんだメス牛に生氣を甦えらせ、子牛でも産もうとハツスルする方法、それこそ「牛を抱いてやることだ」と悟りました。

「牛を抱く」、そんなバツカなと思わず、それほどの愛情といたわり、柔軟な思考作用が欲しいといつているのです。

昔から「口説く」という言葉で表現されるSEX誘導法がありますが、やはり女性を口説き落とすには、百千の美辞麗句をならべたてより、ひとサワリのほうが効果的だといわれています。サワリことによつてコーフンし、よろめき乱れるという筋あいです。「あたし、シアワセ」と感じる微妙な心理は、とりもなおさずホルモンの分泌をうながし、精子の許容性を高めることになつてゐるのです。以前から、うつかり女の尻に手をあれることはできませんでしたね。悶着のもとになるということらしいのです。女性のお尻をつねろうものなら「あんたオネンネしたいつてサインしたくせに」とスゴマレルこともあつたとか聞きました。

私など若かりし頃は、女性のお尻など高嶺の花でどうすることもできなかつたので、せめて牛のシリでもときわつたものでしたが……。

最近の若い授精師ときたら、発情の微妙な感触も知らず

メス牛がソノ気になろうがなるまいが、機械でこじあけ、

無造作に精液を注入しています。これで十分と思つてゐる
のです。何んたる「性」への冒瀆でありましょうか。生殖
がいかに神祕で幽玄の世界であるかを、あまりにも知らな
さすぎます。

やはり授精をするまえには、お尻をなでたりさすつたり
して不安をしずめ、かたくなな心をわらげ、ハッスルへ
の前奏曲をかなでてやることが必要なのです。この「善戯」
をほどこすことによつてホルモン分泌が促進され、受胎率
もグーンとアップされてくるのですよ。

こういいますと、まさかと反論されそうですが、言葉の
通じない牛との間では、牛が欲するところをどうしたら理
解できるかを考えてみると、「牛の生態」をトクと観
察してみるべきでしよう。
発情したメス牛のそばに種牡牛をつれていきますと、有
無もないわざいきなり乗りかかるといったような、そんな
無粋なマネはしませんネ。

まずお尻の方に近づいて、シツボの下のあたりに鼻をち
かづけ、クンクン嗅ぎますよ。そして、これはまごうかた
なき宝物と確認すると、種牡牛は唇を反らし、歯をむきだ
して頭を高くあげ、ほのかにニオイを嗅ぐこと、天にまし
ますエロスの神に感謝をささげるのです。俗にいう「牛が

笑つた」というボーズをとります。

そして一息いれてから前肢をあげ、前胸をメス牛のお尻
にこすりつけるようにして乗りかかります。するときまつ
てメス牛は「いやアねえ」といつたしぐさで、身をくねら
せお尻を振りります。だから種牡牛は振り落されてしまいま
すが、いかにも無念といった表情です。

種牡牛は今度は手をかえ、お尻に首をなげかけます。
「愛してル、死ぬほどに」といつてゐるのか、「安心して
ね、やさしく抱いてあげるから」というしぐさなのか、拒
絶反応のしづまるのを待ちます。

やがてお尻の所に頬をすりよせ、ほほずりしながら長い
舌でお尻を舐めまわし「オサワリ」をつづけます。そして
メス牛の許しがおりるのを待つのです。

舌のワザは、強くとか長くとか、あるいは回数とか分類
すればいろいろとあります。牛は舌の先端でコヨコ
チヨとやるのでなく、ダイナミックです。コツテリと舌
全体でのたらつようになめまわします。それも舌のザラザ
ラした上面でお尻をなめるのではなく、むしろ舌の側面を
使つて巻きこむようにして舐めていますよ。

頬と舌との微妙な感触、この愛撫で感じる陶酔に、メス
牛は目を半眼にとじて耳をたらしています。種牡牛はメス
牛が欲情してきたのをいち早く察知して、乗りかかつて抱

きしめ、「突撃一番」が終るのです。

このオサワリは遊びごとではなく、神聖な種族保存のための行為なんですから、この赤裸々な姿を科学する目でとらえるべきではないでしょうか。

牛が私達に何を訴え、何を欲しているのかを理解するところがまず大切なことです。

二十年ほど前になりますが、ヴァンデマルクという人が面白い研究をおこなっています。発情した牛に自然交配した場合、子宮の収縮がどのように変化するかをキモグラフィオン（筋肉などの収縮を紙に描記する装置）を使って記録しておりますが、メス牛は種牡牛が視野に現われただけで、子宮は大きな山をえがいて収縮していきます。この場合種牡牛の逞ましい姿を視野にとらえただけでこうなるとい

うより、私が前号にも書いておりますように、種牡牛の狂おしい鳴き声を聞くと同時に視点にいたがために、カーブがあらわれたと思うのですが、この点が判然としているのがいかにも残念です。

さらに種牡牛に陰部を嗅がれ、舌で愛撫されると子宮収縮は一層高まり、射精時に最高のカーブをえがいています。

なおまた、外陰部をきれいに拭いただけで大きなカーブが現われ、子宮収縮の状態がはつきりでていますが、恐怖

感を与えたメス牛に同じ条件でやつてみると、小さなカーブも作らず坦々とした直線をえがいており、子宮収縮は全然おきていないことを証明しています。

恐怖を与えられた牛では、副腎髓質からアドレナリンが多量に分泌され、子宮筋の弛緩がおこる結果、子宮は収縮していないのです。

これらの実験結果から、とにかく牛にソノ気をおこさせるのが先決で、けつして粗暴なふるまいをしてはいけないことが理解されることと思います。

それでも何を根拠にとったがい深い人の為にその本を紹介しておきますと、三宅勝著、酪農シリーズ、第四章めず牛の不妊症、一九一頁にちやんと書いてありますので念のため。

人工授精をする場合、機械的に精液を注入するだけである程度は受胎するものの、科学の進展におくれをとらず、現状を少しでも改善し、たとえ1%でも受胎率を向上させようとする努力をおこたつてはならないはずです。

メス牛の愛撫の歎びを深くおしひろげてやることが受胎率を増進するというのですから、勞はいとわず、まず「オスワリ」専一を中心掛けるべきであります。

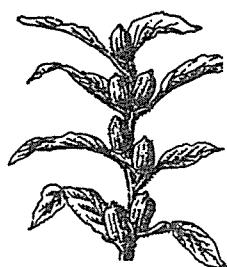
外陰部を拭いてやることは、ヌルマ湯でたんねんに柔かく、モミモミしてあげることです。冷たい水では恐怖感が

わいてくるので禁物ですよ、種牡牛が舐めるがごとき実感を与えるために、お尻をワラジでやさしく愛撫してやります。これも下から上の方向に、毛の流れにさからつてやることが大切ですね。ワラジが牛の舌のザラザラした感触によく似ているからです。このとき、種牡牛のヨダレと見まごうほどに、さつきアソコをふいたタオルをしづつて、お尻にしめつけを加えてやるとバツグンです。ワラジは長く使えませんので、この不便を解消すべくナイロントラウシ製で試作、研究をいそいでおります。

タネがとまらん、発情(まきり)がこんと牛を責め、はては精液が悪いと怒鳴るより、まずわが脳味噌を切りかえて、メス牛の生態いや「性態」を味読し、忘れてしまつたオサワリ、いわば「善戯」の活用こそはかるべきであると思つています。

昔からいうではありませんか。

「道近キニアリ、人コレヲ遠キニ求ム」と。



登録審査標準および審査細則の改訂

会長 岡本正幹

はじめに

昭和四十五年度から施行してきた審査標準については、関係各位の御協力により、本種の改良、とくに体積の増大体型の整備、資質の向上などに大きく貢献した。

その成果を登録審査の等級区分で見ると、昭和四十四年には一級登録と二級登録との比率が四十四・五十六であつたのが、昭和四十九年には六十・四十となつてゐる。さらに最近の一級登録牛の測尺値の平均は、審査標準に示してある標準体型をやや上回る実勢にある。したがつて、齊一性という点では多少問題が残るとしても、標準体型の数値が改良目標としての使命にそぐわなくなつてきたと考えられる。

こうした情勢を踏まえて、中央審査委員会に審査標準の改訂を付議し、その改訂案を昨年熊本県下で開催した全国研究会に提示し、出席者全員の討議に付した。その結果、標準体型（目標とする大きさ）の数値については、まつた

く異議はなかつたが、飼育環境との関連の取り扱い、配点の変更などについて活発な意見が述べられた。

そこで最終的には、まだ時日もあるので、各支部ごとに検討を重ね、当方に意見を申し入れてもらい、事後処理については、近く公表される予定の国の改良目標への対応を考慮し、細則の改訂を含めて、会長預かりとすることとなつた。

そこで会長としては、放牧慣行のある地域の登録審査の実情を数回にわたつて視察し、熊本種畜牧場阿蘇支場から放牧育成牛の発育経過に関する資料をいただき、さらに熊本県支部の協力を得て、おおむね山地帯に存在する公共施設等の審査成績を分析し、放牧牛の審査について一応の成案を得た。また配点の変更については、その後もさまざま意見が寄せられたので、五十年度に予定している肉質追跡調査の成績が出るまで、現在のままとする考え方たを中央審査委員会に付議して了解を求め、農林省に認可を申請するとともに、細則を含めて公表することとした。

ここに改訂の要点をあげて趣旨を述べると次のとおりである。

一、登録審査標準改訂の要点

改良目標：従来の「飼料効率」とある部分を、「飼料とくに粗飼料の利用性に富み」と改めた。国の改良目標で

は、粗飼料の利用性及び放牧適性に富むものとなつてゐるが、本種ではすでに「環境に対する適応性が強く」という字句をかかげてゐるので、これを粗飼料の利用性に結べば、放牧適性を包括できるはずである。

標準体型（大きさの目標）.. 最近の登録牛の測定値を踏まえて、従来よりやや大きくして目標値とした。国の目標値は和牛四品種を包括し、成熟時（四十八カ月齢）だけについて範囲を示しているが、本種では従来のとおり、二十四カ月齢および四十八カ月齢に分け、それぞれに該当する数値を示した。このうち四十八カ月齢の分が、過日国が公表した昭和六十年を目途とした目標値に対応し、その範囲内にあるが、当分の間大きさをこの程度に集中・齊一化することに努めたい。

部位区分の改訂.. 従来後軀の部位を尻と殿腿とに区分していたが、学術的には殿は尻を構成する主要部分で、上肉であるラムは大部分が殿筋に相当する。したがつて尻と殿とを区分することは不合理であるから、殿を尻に包括し、「尻（殿）」・「腿」と区分を改めた。

失格条項の改訂.. 従来の審査標準では「異毛色、顯著な白斑」と「生殖器の異常」だけを失格条項に明記していたが、別に審査細則で「得点率六十分未満の部位があるもの」を失格同等に取り扱うと付記し、さらに昭和四十七年以降

の審査細則では脱落しているが、それ以前には明記されたいた「先天性奇形（豚尻を含む）」および「角・蹄・または鼻鏡の黒色」は、出現しないので削除するが、出現すれば失格同等に取り扱うとの了解で、意識的に脱落させたものと考えられる。それならば審査標準の失格条項に移記するのが妥当であるから、そのように改訂した。

これらのうちの「角・蹄・または鼻鏡の黒色」については、能力とは関係がないのに失格とするのは酷ではないか！とする少數異見があつたが、「皮膚は淡紅色、角と蹄とは褐色」というのが、本協会で登録するあか牛の特徴として、協会発足以来遺伝子型の固定に努力してきたところで、もしこれを無視するならば、原種登録団体としての本会の存在理由が消失する。ただし重い減点でよいというのであれば、一応すじは通るし、外国の赤色系品種の例もあるので、後日の論考を拒否するものではない。

摘要欄の字句の改訂.. 簡素化・適性化を意図して、多少の字句を改訂した。

発育・状態の「月齢に相当する発育をしめし、栄養がよく」とあるのを「発育良好で」と簡素化した。ただしこの部分については、細則でこまかい基準を設定したので参考照されたい。

体積・均称の説明に「適度の伸びがあり」を追加した。

この伸びの問題は、昭和三十二年から施行した本協会の最初の審査標準に、「胴伸びよく」という字句があつたのを昭和三十七年に改訂・施行したものから削除され、そのまま引き継がれてきたものである。このときの削除の理由は外国肉用種の例を参考し、肉用体型の確立を意図したもので、今回これを追加することは、いささか逆行の感がないでもないが、あまりに伸びのないものでは、仕上がりは早いとしても、肉量とくに最上肉であるロースの量の少ないことを警戒したものとみられるが、表現が適度の伸びとなつてるので、昔の役肉牛時代への復元ではない。この適度の内容については、実牛について検討を希望するが、私どもとしては本年度から本格的に実施を予定している、肉質追跡調査の資料について、検討するつもりである。

資質・品位のなかの皮膚の部分に「いくらかゆとりがあり」とあるのを、いくらかを削除して「ゆとりがあり」に改訂した。

肩の部分の「肩幅は胸幅につりあい」という字句を削除了した。これは「肩後が充実して胸郭への移行がよく……」という表現のなかに包括できるとする考え方による。ただしこれは肩幅を無視することを意味するものではない。肩幅・胸幅・寛幅の三部位の測定値がほぼ同じであるのは肉用体型の基本であり、肩幅が狭ければ、前胸の広さは期

待できないはずである。誤解を生じないよう念のために付記する。

腹の部分の「飢おうが少なく」を削除したが、これは「豊か」という表現に包括すればよいとの考え方による。
尻（殿）の部分に「仙骨が高くなく」を加えた。従来も仙骨の高いのはよくないとしてきたが、説明としては「平ら」のなかに含めていた。今回の追加はわかりよくするためのものと考えてもらいたい。さきに述べた部位区分の改訂による必然の結果として、従来の殿腿の部位にあつた殿の説明は全部削除した。

二、審査細則の改訂

付点法・表示してある部位について、九十五および九十%を特に良いもの、八十五および八十%を良いもの、七十五から六十五%までを良くないものと類別し、六十%は失格と明記した。これは最近の実勢を考慮したものである。なお階層区分および得点率の字句は表から削除し、それぞれの記載順序を変えた。

付点細則・この部分の内容を思い切つて改訂した。すなわち発育状態について

(1) 繁殖牛にふさわしい肉付きをしたもので、審査標準に示してある四部位の測定値が、月齢を補正した大きさに合

致するもの「九十%以上」とし、目標数値の意義を重視した。なおここに以上としたのは、完全に一致すれば九十五%を付点してよいことを意味する。体重計（牛衡機）がないと体重の数値を欠くので、三部位で代行することになるが、その場合は九十五%の付点は成立しない。したがつて審査場にはすべて体重計を用意するか、該当しそうな牛は体重計のある場所に運ぶ暫定措置が必要となるが、御了承願いたい。

(2) その他のものについては、次のように付点の基準を改めた。これは胸围率補正との関連を考えたもので、一見五%の増点のように見えるが、実は必ずしもそうではない。

イ、発育曲線の上線に近いもの 八十五%

ロ、同じく中線に近いもの 八十%

ハ、同じく上線をいちじるしく越えるもの 八十%

(いちじるしくといふ程度は標準偏差の二分の一、具体的には二センチないし三センチ程度と了解してもらえばよい。この数値を明記しないのには、雌牛の発育曲線を近く再検討する予定があることも含まれている)。

ニ、発育曲線の範囲内にあつて下線に近いもの七十五%

ホ、発育曲線の下線に達しないもの 七十%

(3) 胸围率によつて右の付点を次のとおり補正する。

イ、胸围率が雌百五十%以上、雄百五十五%以上のもの

は五%の加点（従来は雌百四十八%以上、雄百五十五%以上に五%を加点し、雌百五十%、雄百六十%以上のものは十%を加点することになつていて、近年この措置によつて過肥を誘起した感があるので、十%の加点を取りやめて右の処置をとつた)。

ロ、胸围率が雌百四十五%未満、雄百五十%未満のものについては、その程度に応じて五%または十%を減点する（従来は肉付不良のものについて、過肥とともに五%の減点となつていてものを、このように改訂した）。この措置によつて肉用牛にふさわしくない、長脚型のものの得点を補正できる見込である)

ハ、明らかに放牧牛と確認されるものについては、胸围率の数値を五%加算して、イおよびロを適用することができる（これを取りあげたのは、今回の改訂の重点項目である。イ、ロの操作はいずれも長期放牧牛にいちじるしく不利があるので、あえてこれを追加した。長期放牧牛には單に胸围率だけでなく、その他にも不利な状態が見られるはずであるが、胸围率だけを明記したのは、いわば象徴と考えてもらつてよい。その他の処置は審査員の判断にゆだねることになるが、生産者としても放牧牛の栄養には、十分の配慮が望ましい)

(4) 過肥の状態にあるものの五%減点は従来どおりとし

た。肥育を兼ねた農家の牛に過肥の事例が多いので、濃厚飼料の過給が主要因となつてゐると考えられる。今後の飼料事情を考えると、このような飼養法は明らかに不利であるから、農家の自覚と技術員の指導とによつて、事例の出現を防止してもらいたいが、審査員としては該当例があれば遠慮なくこの処置を適用する必要があらう。

つぎに体色の異常について

イ、の「毛色の濃淡・明暗」を「毛色の暗いもの、淡いもの」に改訂した。これは表現を適正化したものである。

チ、の「胸下、腹下の白斑で、母指頭大又は線状のもの（一個まで）一・〇減点」を、「胸下、腹下の目立たない白斑」と表現を変え、一・〇減点を削除し、イからチまでを從来の〇・二以内から〇・八までとする減点に包括することにした。これは作業上識別が困難であるだけなく、必ずしも白斑遺伝子の潜在によるとの判定できるわけではないので、角の色の白さと同様に取り扱うのが妥当と考えたことによる。

おわりに

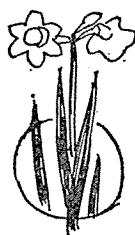
以上は登録審査標準および審査細則改訂の要点を述べたものであるが、実はこのほかに去勢肉牛の審査標準も改訂した。しかし登録審査標準と審査細則との改訂を急速に普

及する必要があるので、去勢肉牛の分は別途各支部に配布することにして、要点説明を省略した。

なお明年度からは、登録規程の改訂・施行を予定しているので、できるかぎり全国各支部のかたがたと懇談する機会を得たいと考えている。その際には新標準ならびに新細則の意図するところを説明し、今後に備えるための御意見も拝聴する所存である。

御了承願えれば幸いである。

審査標準の施行は昭和五十一年八月一日の予定である。



褐毛和牛審査標準

1. 改良目標

強健で、環境に対する適応性が強く、繁殖能力が高く、飼料とくに粗飼料の利用性に富み、増体がよく、肉量、肉質ともにすぐれていること。

2. 標準体型（目標とする大きさ）

性	月齢	体重(kg)	体高(cm)	胸囲(cm)	寛幅(cm)
雌	24	500	125	190	47
	48	600	130	200	49
雄	24	750	137	220	54
	48	950	143	237	57

3. 付点審査の規準

区分	摘要	配点
一般外貌(ぼう)		5 0
発育・状態	発育が良好で、被毛に光沢があり、繁殖牛にふさわしい肉付きをしめし過肥でないもの	1 0
体積・均称	体幅、体深ともに十分で、適度の伸びがあり、体上線と体下線とがほぼ平行し、体軀は豊円で、各部のつりあいのよいもの	2 0
資質・品位	被毛は細くて柔軟、皮膚は薄めでやわらかく、ゆとりがあり、角と蹄との質のち密なもの、体は充実してほどよくしまり、性相がよくあらわれ、品位があり、温順で、活気のあるもの	2 0
体 色	被毛は黄褐色または赤褐色程度の単色が原則であるが、下腹部、下肢、後肢内面などの被毛は多少淡くてもよい、皮膚は淡紅色、角と蹄とは被毛に似た褐色	※

頭・頸	頭は大きくななく、輪郭がはつきりし、額は広く平らで、鼻鏡が広く、口は大きくあごの丈夫なもの、眼には生氣があり、しかも溫和さをあらわすもの、耳は形がよく、項はくぼみの少ないもの 頸は長くなく、頭と肩へなだらかに移行し、雌はすつきりして、雄はたくましく、いずれも垂皮の重くないもの	4
前 軀 肩	き甲は適度の厚さとまるみとがあり、肩甲はほどよく傾斜し肩後が充実して胸郭への移行がよく、肩端の突出していないもの	6 4
前 胸	広く深く充実し、脂肪こぶのないもの	2
中 軀 胸・肋	胸郭は広さ深さともに十分で、ひじ後までよく充実し、豊円の感があるもの、肋はよく開張し、肉付きがよくてむらがないもの	1 8 6
腹	豊かで、下腹部がよく充実したもの	4
背・腰	体上線はまつすぐで強く、上面は広く平らで肉付きがよく、後軀への移行がなだらかなもの	8
後 軀 尻(殿)	広く長く平らで、よく充実し、腰角は突出せず、寛の位置は適当で、仙骨は高くなく、尾付きのよいもの	1 4 8
腿	腿は前後、内外、上下いずれの方向へもよく充実したもの	6
乳 器	乳房は大きく、四区均等に発達し、やわらかで弾力があり、	4
生 殖 器	乳頭は大きく、配置のよいもの 睾丸は左右とも正常に発達し、陰のうにはいくらかゆとりがあり、包皮のゆるくないもの	
肢 歩 様	肢は長くなく、関節は強く、管は適度にしまり、蹄は大きく厚く、形のよいもの、肢勢は正しく、安定感のあるもの、肢の運びと踏み付きがよいもの	4
計		100

※ 0～2点の範囲で、別に定める細則にしたがつて総得点を補正する

- 失格条項 1. 先天性奇形(豚尻を含む)のもの 2. 生殖器が異常のもの
 3. 角、蹄または鼻鏡が黒色のもの 4. 異毛色または顕著な白斑を有するもの 5. 得点率50%以下の部位を有するもの

褐毛和牛審査細則

(昭和50年4月1日改訂施行)

一 付 点 法

付点は、左記に示すとおり 5% の得点率で付点し、総得点は小数点以下一位まで示す。

95%	特に良いもの
90〃	
85〃	良いもの
80〃	
75〃	
70〃	良くないもの
65〃	
60〃	失 格

四 付 点 細 則

1. 発育・状態の付点基準

発育・状態の付点は、左記の基準によるものとする。

(1) 繁殖牛にふさわしい肉付をしているもので、審査標準に示してある四部位の測定値が月齢を補正した大きさに合致するもの……………90 %以上

(2) その他のものについては、次のように付点する。ま

ず体高について

イ、発育曲線の上線に近いもの……………85

ロ、発育曲線の中線に近いもの……………80

ハ、発育曲線の下線に近いもの……………75

ニ、発育曲線の範囲内にあつて下線に近いもの……………70

ホ、発育曲線の下線に達しないもの……………0

(3) 胸围率補正

胸围率について（原則として）次のとおり補正する。

イ、胸围率が雌一五〇%以上、雄一五五%以上のものは(2)の付点に 5% を加算する。

ロ、胸围率が雌一四五%未満、雄一五〇%未満のものについては、その程度に応じて、 5% または一〇%

二 審査標準に示す失格条項中「生殖器が異常のもの」とは次のものをいう

1. 雄にあつては片睪丸のもの
2. 雌にあつては外観上明らかに異常が認められるもの

三 高等登録の失格条項中「遺伝的異常形質」とは次のもの

1. 先天性鱗皮症
- 先天性脳水腫

4. 3. 先天性鼻梁わん曲
5. 無 尾

を減点する。

ハ、明らかに放牧牛と確認されるものについては、胸
畠率の数値を 5% 加算して(イ)および(ロ)に適用するこ
とができる。

過肥の状態にあるものは 5% を減点する。

2. (4) 体色の異常(総得点から次のとおり減点する)

イ、毛色の暗いもの、淡いもの

(各項目につき
それぞれ次のと
おり減点)

ロ、すぼれ毛

(各項目につき
それぞれ次のと
おり減点)

ハ、刺毛

程度の軽いもの

○・二点以内減

中程度のもの

○・四点減

程度の重いもの

○・八点減

ニ、あざ
ホ、蹄の色の異常
ヘ、角の色の異常
ト、鼻鏡の色の異常
チ、胸下、腹下の目立たない白斑

程度の軽いもの

○・二点以内減

中程度のもの

○・四点減

◎体色の異常が失格に至らないが、特にいちじるしいも
のについては、一項目につき二点まで減点することが
できる。



会報

○ 中央審査委員会

二月十五、十六日の二日間、熊本県阿蘇郡阿蘇町（蘇泉莊）、一の宮町（阿蘇畜産農協）において中央審査委員会を開催。岡本会長はじめ、古賀（九大）、黒肥地（九州農試）、河津（熊本県畜産課）、寺本（熊本県草地畜産高等研修所）、岩栄（熊本県畜産会）の各委員が出席し、第一日目は、蘇泉莊において、

- ① 審査標準、審査細則改訂案の継続審議
- ② 肥育牛の審査標準改訂案の再検討
- ③ 中央審査委員会のあり方について
- ④ 会費ならびに登録料金の問題について

を主議題に室内協議会を開いた。

当時は、各委員のほかに浅野熊本県畜産課長、井畜産試験場長、地元阿蘇畜協より山部組合長らが臨席され、それには、熊本県内の各畜産農協からベテラン参事が特別

が繰り広げられた。

二日目は会場を阿蘇畜協に移し、実牛八頭を用いて実地検討会を開き、審査細則の適用について慎重なる検討を重

○ 監査会

四月十日午前十時より、本事務局において監査会を開催。金監事出席のもとに昭和四十九年度事業成績および収支決算、特別会計褐毛和種改良促進全国研究会収支決算、

ねた結果、改訂案を一部修正し、また、放牧牛の取り扱いなど残された問題については、後日開催予定の熊本県支部地方審査委員会の場で再度検討することになった。

○ 地方審査委員会

本会熊本県支部主催の地方審査委員会が、三月二、三日の両日、山鹿市鹿本畜産農協において熊本県下より多数の関係者が出席して開催された。当日は、審査標準・同細則改訂案の最終審議の場となつたために、本部より岡本会長が出席、さきの中央審査委員会で修正された改訂案について、本部事務局より経過と内容の説明を行ない、二日目の実牛研究会においても合理的に適用できる見込みが確認されたので、審査標準については農林省の承認を得て、審査細則は四月一日より、それぞれ実施することに決定した。またこの席上、審査における測尺部位の簡素化など登録事務の合理化案が提案され、協議の結果、前向きに採用していくことに意見の一致がみられた。

関係書類諸帳簿の整理状況、その他会務運営全般について監査を実施した。

○ 理事会

五月三十一日午後一時より、熊本市水道町熊本郵便貯金会館において理事会を開催。昭和五十年度通常総会に提案する議案九件について審議、いずれも原案どおり可決したのち左記の議案について審議の結果、原案可決して散会した。

- 一、会費徴収規程改正に関する件
- 二、分室の呼称変更に関する件
- 三、審査標準改正に関する件
- 四、登録事業推進協議会運営規程の承認ならびに委員の委嘱に関する件
- 五、中央審査委員会の改組拡充に関する件
- 六、職員給与規程の一部改正の件

○ 昭和五十年度通常総会

五月三十一日午後二時より、熊本市水道町熊本郵便貯金会館において、昭和五十年度通常総会を開催。各県関係者をはじめ、農林省九州農政局生産流通部長、熊本県農政部長など多数の来賓出席のもとに、左記の議案について審議

いすれも原案どおり承認可決して午後三時過ぎ散会した。

一、昭和四十九年度事業成績ならびに収支決算報告

二、昭和四十九年度決算剰余金処分案

三、(地全協補助事業)特別会計褐毛和種改良促進全国研究会收支決算報告ならびに剰余金処分案

四、特別会計職員退職給与積立金收支報告

五、特別積立金の一部繰り出し処分ならびに積み替え処分に関する件

六、昭和五十年度事業計画ならびに收支予算案

七、(地全協補助事業)特別会計褐毛和種肉質改善促進調査事業計画ならびに收支予算案

八、会費負担額および徴収方法改訂に関する件

九、登録登記料の改訂に関する件

○ 登録事業推進協議会

五月三十一日開催された理事会において、登録事業をより一層円滑に推進するための機関として、「登録事業推進協議会」の設置が承認され、六月一日よりスタートした。

(委員) 熊崎 一雄 (宮崎大学農学部)
古賀 僕 (九州大学農学部)
(昭和五十一年六月一日付任期二年)

岡本 悟
(佐賀大学農学部)

黒肥地一郎
(九州農試畜産部)

青木 功
(熊本種畜牧場阿蘇支場)

松野 政吉
(北海道肉用牛協会)

小林 俊夫
(秋田県畜連)

菅原 三郎
(宮城県経済連)

山下 勝
(福岡県畜産課)

西山 賢一
(長崎県経済連)

浅野九郎治
(熊本県畜産課)

井 伸
(熊本県畜産試験場)

西岡 実
(熊本県畜連)

岩栄 忠一
(熊本県畜連)

吉広 重信
(熊本県畜産会)

城 光宣
(鹿本畜産農協)

堀田 賴之
(菊池畜産農協)

吉川 泉
(東肥畜産農協)

山部 龍三
(阿蘇畜産農協)

佐伯 哲男
(南阿蘇畜産農協)

田代 幸助
(矢部畜産農協)

下村 昭久
(下益城畜産農協)

工藤 益雄
(球磨畜産農協)

吉田 国徳
(天草畜産農協)

(登録事業推進協議会運営規程)

第一条 登録事業の円滑な推進をはかるために、登録事業推進協議会（以下協議会という）を設置し、

その運営はこの規程の定めるところによる。

第二条 協議会は会長が委嘱する委員をもつて構成する。

委員の任期は二年とする。

第三条 協議会は必要あるごとにこれを開き、登録に関する諸問題について協議し、会長の諮問に応じるものとする。

第四条 協議会は中央審査委員会と合同してこれを開くことができる。

附 則 この規程は、昭和五十年六月一日からこれを施行する。

○ 中央審査委員の委嘱・任命

中央審査委員会の改組拡充に伴い、從来の委員に新人八名を加えて改めて左記のとおり委嘱・任命をされた。（昭和五十年六月一日付）

熊崎 一雄
(宮崎大学農学部)

古賀 優
(九州大学農学部)

黒肥地一郎
(九州農試畜産部)

大川 広衛
(熊本種畜牧場阿蘇支場)

河津 幸喜
(熊本県畜産課)

寺本 一人
(熊本県草地畜産高等研修所)

岩栄 忠一
(熊本県畜産会)

小谷 義信
(北海道支部)

高津 定雄
(北海道支部)

小林 俊夫
(秋田県支部)

菅原 三郎
(宮城県支部)

橋本 健士
(長崎県支部)

工藤 四朗
(熊本県支部)

松川 昭義
(本 会)

○ 第一回登録事業推進協議会開催

六月二十四日午後一時半より、熊本市水前寺公園・むつみ荘において、本年度第一回目の登録事業推進協議会（中央審査委員会合同）を開催。今回は九州ブロックの協議会であつたが、ほとんどの委員が出席され、来賓として農林省畜産局より堀家畜生産課長、嶋廻庶務係長らが臨席された。当日の協議事項は左記の通りである。

- ① 国の肉用牛改良増殖目標について
- ② あか牛の改良増殖について
- ③ 登録規程の改正について

会議はまず、国の新しい肉用牛改良増殖目標について堀課長より内容の説明があり、質疑応答のあと、それに伴いあか牛の改良増殖をどのように進めていくかについて活発な討論が繰り広げられた。また③の問題については、昭和五十一年度から実施予定の年会費制や新料金体系をいかに会員に浸透していくかについて活発な意見のやりとりがなされ、その他当面の諸問題について協議し、午後六時散会した。

当日の出席者は左記の通りである。

(出席者)

来賓・堀 力、嶋廻邦利、柳沢和夫、鮫島靖彦、副島弘
委員・黒肥地一郎、大川広衛、古賀脩、岡本悟、浅城光宣、堀田頼之、吉川泉、山部龍三、佐伯哲男、田代幸助、下村昭久、工藤益雄、吉田国徳
オブザーバー・穴井昭三、吉村征弥、浅田駿
本会・岡本正幹、深川金蔵、松川昭義、児玉一宏

○ 昭和四十九年度事業成績

(1) 要旨

本年度の肉用牛界は、前年度にひきつづいて年度当初か

ら、枝肉価格の低迷、子牛価格の暴落、加えて数回にわたる濃厚飼料の値上りなど、厳しい情勢のなかで推移し、子牛生産農家および肥育農家のなかには、経営的にかなりの痛手を被るもののが続出した。

ところが年度後半には、これまでとられてきた輸入牛肉の凍結措置をはじめとする各種振興策の効果や、乳用雄肥育牛の市場出荷頭数の減少、さらにまた、牛肉の指定食肉制度追加の問題がとりあげられて、ようやく牛価回復のきざしが見えはじめようになつた。

しかし、肉用牛界をとりまく内外の諸情勢は、経済全般の不況とともに、依然厳しい環境下にたたされており抜本的な対策が望まれている。

このような情勢のもとで本会の事業が進められた。

以下の各項は、その成績の概要である。

(2) 事業成績

1. 登録事業

本年度の登録登記頭数は、対前年比で高等登録一六九%、一級登録一一三%、二級登録一二〇%、補助登記一〇〇%、子牛登記一一九%の成績をあげることができた。

各県別の成績はつきのとおりである。

県別	区分	登録登記												子牛登記		計
		高等登録	一級登録	二級登録	補助登記	子牛登記	高等登録	一級登録	二級登録	補助登記	子牛登記	高等登録	一級登録	二級登録	補助登記	
長崎	二毛															
熊本	三毛															
福岡	四〇															
大分	五															
宮崎	六															
鹿児島	七															
秋田	三毛															
北海道	一															
宮城	八															
福島	九															
群馬	一〇															
長野	一															
埼玉	二															
茨城	三															
新潟	四															
山梨	五															

合計	一四〇	静岡
(一三〇)	西、四〇三	
(西、九〇)	二、六七三	
(二、六七三)	三、五九	
(三、五九)	六、六〇九	
(六、六〇九)	四、四三	
(四、四三)	〇	

※ 超は規定月齢を超えたものの登録件数
 () 内数字は前年度の登録登記件数

2. 会員の状況

イ、本年度の入会数

一三七九名

ロ、会員の現在数(累計)

九一五五三名

ハ、各県別明細

大分	対馬	大分	茨城	宮城	福島	長野	秋田	熊本	県別	入会数	会員数累計
									北海道		
三	八	三	一、八〇	六	一、九三	二	一	一、二三	一、二三	一、二三	一、二三
富山	一、〇四	山梨	青森	埼玉	宮崎	鹿児島	新潟	静岡	北海道	三	三

栃木	福岡	群馬
		一四
		七五
	堺	千葉
合計	九、三九	一

3. 諸会議開催

定期監査 昭和四十九年四月十二日(本会事務局)

理事会 同 五月一日 (熊本市)

通常総会 同 五月一日 (熊本市)

臨時監査 同 十二月二十三日(本会事務局)

4. 審査委員会の開催

中央審査委員会 昭和四十九年五月十一日(熊本市)

同 同 七月十一日(熊本県人吉市)

同 昭和五十年二月十五日、十六日

(熊本県一の宮町)

5. 褐毛和種改良促進全国研究会の開催

地方競馬全国協会の補助事業として、昭和四十九年八月六日より九日までの四日間、熊本県下三会場において、褐毛和種改良促進全国研究会を開催した。

研究会には全国各地より関係者約一五〇名の出席がありほぼ所期の目的を達成して終了することができた。(詳細

については、褐毛和種改良促進全国研究会報告書参照)

6. 審査標準、審査細則の改訂

近く発表予定の新しい国の中用牛改良増殖目標や、最近の需要動向などを勘案して、より経済性の高い褐毛和牛に改良していくための選抜の基準である審査標準・審査細則の改訂と取り組み、全国研究会および中央審査委員会、地方審査委員会において慎重に検討を重ねた結果、このほど成案が得られたので、新年度実施の予定で準備中である。

7. 刊行事業

登録簿第十八巻ならびに機関誌「あか牛」第三三三号、第三四号を刊行して、全国の関係者ならびに関係先に配(頒)布した。

8. 優秀牛の表彰

左記の各種共進会に対し、それぞれ副賞を贈呈して、上位入賞の優秀牛を表彰した。

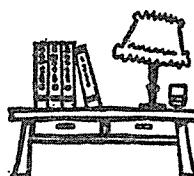
北海道・東北連合肉牛共進会
北海道総合畜産共進会

北海道道南畜産共進会
秋田県畜産共進会

宮城県畜産共進会

群馬県肉牛共進会
静岡県畜産共進会
福岡県枝肉共進会
熊本県城北連合畜産共進会

群馬県肉牛共進会
静岡県畜産共進会
福岡県枝肉共進会
熊本県各郡畜産共進会



昭和49年度収支決算報告書

社団法人 日本あか牛登録協会

昭和49年4月1日より

昭和50年3月31日まで

1. 収入総額 15,143,439 円

2. 支出総額 10,274,216 円

収入の部					
科 目		決 算 額	予 算 額	比 較 増 減	摘 要
款	項	目			
(1)会費					
	1.入会金	551,600	400,000	151,600	
	1.入会金	551,600	400,000	151,600	
	1.入会金	551,600	400,000	151,600	400円の1,379名
(2)登録料					
	1.登録料	12,137,750	10,002,500	2,135,250	
	1.登録料	12,137,750	10,002,500	2,135,250	
	1.高 等 登 録 料	420,000	240,000	180,000	3,000円の140件
	2.1級登録料	8,184,000	6,900,000	1,284,000	1,500円の5,402件 規程月齢超過分 54件
	3.2級登録料	27,750	60,000	△ 32,250	750円の33件 ※ 規程月齢超過分 4件
	4.補助登記料	0	2,500	△ 2,500	※
	5.子牛登記料	3,506,000	2,800,000	706,000	100円の35,060件
(3)証明料					
	1.証明料	180,600	130,200	50,400	
	1.移動証明料	180,600	130,200	50,400	
	1.移動証明料	150,600	100,000	50,600	200円の753件
	2.再交付料	30,000	30,000	0	1,500円の19件 750円の2件
	3.書換料	0	200	△ 200	
(4)雑収入					
	1.雑収入	189,826	151,000	38,826	
	1.雑収入	189,826	151,000	38,826	
	1.雑収入	189,826	150,000	39,826	刊行物実費頒布代 ならびに預金利息

		2.寄付金	0	1,000	△ 1,000	
(5)繰越金			2,083,663	2,830,663	0	
	1.繰越金		2,083,663	2,083,663	0	
		1.繰越金	2,083,663	2,083,663	0	前年度よりの 繰 越 金
合	計		15,143,439	12,767,363	2,376,076	

※ 支部未設置地域における本会直接取扱分

支 出 の 部						
科 目			決 算 額	予 算 額	比較 増 減	摘 要
款	項	目	円	円	円	
(1)事務費			5,964,564	6,650,000	△ 685,436	
	1.役員費		464,474	530,000	△ 65,526	
		1.報酬	360,000	370,000	△ 10,000	理事、監事報酬
		2.費	104,474	160,000	△ 55,526	
	2.職員費		5,090,732	5,680,000	△ 589,268	
		1.俸給	3,042,200	3,420,000	△ 377,800	専任、3名
		2.諸手当	1,782,031	1,880,000	△ 97,969	賞与、諸手当
		3.旅費	18,429	100,000	△ 81,571	
		4.厚生費	248,072	280,000	△ 31,928	年金、保険の事業主負担分
	3.需要費		409,358	440,000	△ 30,642	
		1.備品費	19,150	20,000	△ 850	備品修理代
		2.費	66,110	60,000	6,110	事務用品代
		3.通運搬費	142,938	200,000	△ 57,062	郵便、電話料
		4.印刷費	76,160	60,000	16,160	諸用紙印刷代
		5.雜費	105,000	100,000	5,000	
(2)会議費			161,113	250,000	△ 88,887	
	1.会議費		161,113	250,000	△ 88,887	
		1.総会総代会費	102,370	150,000	△ 47,630	
		2.役員会費	58,743	100,000	△ 41,257	

(3)事業費			3,207,289	3,950,000	△ 742,711	
1.登録事業費			766,303	700,000	66,303	不足額は予備費流用
1.審査費			179,211	250,000	△ 70,789	
2.証明書発行費			307,820	200,000	107,820	証明書発行代高等登録額章代
3.プロック会議及び審査委員会費			279,272	250,000	29,272	中央審査委員会費
2.改良事業費			268,351	400,000	△ 131,649	
1.育種事業推進費			114,316	200,000	△ 85,684	
2.調査費			154,035	200,000	△ 45,965	改良に関する調査費
3.普及及事業費			875,575	1,200,000	△ 324,425	
1.登録牛飼養多頭化奨励費			382,500	300,000	82,500	奨励金として会員に交付
2.普及対策費			5,200	100,000	△ 94,800	
研究会講習会費			452,860	500,000	△ 47,140	全国研究会開催諸雑費
宣伝費及び食糧費			35,015	300,000	△ 264,985	
4.組織対策費			505,614	800,000	△ 294,386	
1.支部強化対策費			400,000	400,000	0	各県支部へ交付
2.支部指導費			52,194	200,000	△ 147,806	
3.中央連絡業務費			53,420	200,000	△ 146,580	
5.刊行事業費			641,246	700,000	△ 58,754	
1.登録簿刊行費			292,000	350,000	△ 58,000	印刷、製本 発送費
2.機関誌刊行費			349,246	350,000	△ 754	
6.褒賞費			150,200	150,000	200	不足額は予備費流用
	1.褒賞費		150,200	150,000	200	賞状、副賞代
(4)諸支出金			591,250	670,000	△ 78,750	

	1.負担金		210,000	170,000	40,000	不足額は予備費流用
	1.負担金		210,000	170,000	40,000	中畜 10万円 肉用牛協会10万円 登録協議会 1万円
	2.事務所費		276,450	350,000	△ 73,550	
	1.事務所費		276,450	350,000	△ 23,550	賃借料および維持費
	3.雑費		104,800	150,000	△ 45,200	
	1.雑費		104,800	150,000	△ 45,200	法人住民税 学会賛助費 慶弔費
(5)積立金			350,000	350,000	0	
	1.積立金		350,000	350,000	0	
	職員退職給与積立金		350,000	350,000	0	
(6)予備費			0	897,363	△ 897,363	
	1.予備費		0	897,363	△ 897,363	
	1.予備費		0	897,363	△ 897,363	
合 計		10,274,216	12,767,363	△2,493,147		
決算剩余金 4,869,223円は次のとおり処分する。						
① 前事務局長への退職金として追加支給 2,740,000円						
② 昭和50年度一般会計へ繰り越し 2,129,223円						

特別会計 地方競馬全国協会補助事業

褐毛和種改良促進全国研究会收支決算報告

社団法人 日本あか牛登録協会

1. 収入総額 2,138,134円

2. 支出総額 2,130,813円

収入の部				
科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減	摘 要
1. 地方競馬全国協会補助金	円 2,130,000	円 2,150,000	△ 20,000	
2. 雜 収 入	8,134	0	8,134	預金利息
合 計	2,138,134	2,150,000	△ 11,866	

支 出 の 部				
科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減	摘 要
会 議 費	円 30,390	円 31,500	△ 1,110	打合会議費
指 導 旅 費	111,088	114,000	△ 2,912	
研 究 牛 予 選 費	139,809	150,000	△ 10,191	
研 究 牛 借 上 料	620,000	620,000	0	5,000円の124頭分
会 場 費	80,400	80,400	0	会場借上代人夫費
研 究 資 料 印 刷 費	313,600	286,000	27,600	
消 耗 品 費	44,077	35,800	8,277	
通 信 運 搬 費	208,250	185,000	23,250	
旅 費・謝 金	245,559	287,300	△ 41,741	講師旅費、謝金補助員旅費
研 究 会 費	188,040	210,000	△ 21,960	弁 当 代
交 通 費	149,600	150,000	△ 400	貸切バス代
合 計	2,130,813	2,150,000	△ 19,187	
決算剰余金 7,321円は、昭和50年度一般会計に繰り入れ				

○ 昭和五十年度事業計画

(1) 登録事業

① 国は本年度において、昭和六十年を目標とした新しい肉用牛改良増殖目標を公表する予定であり、本会においてもそれに対応し、前年度において審査標準、審査細則の改訂と取り組み、全国研究会、中央審査委員会などを通じて検討した結果一応の成案が得られたので、本年度より新しい審査標準、細則に基づいて、時代に即応した肉用牛として体型資質の選抜をすすめたい。

② 本年度の登録登記頭数については、前年度並みの頭数が見込まれるので、その目標達成に努力したい。

③ 本年度の東西両ブロック協議会は、宮城県および熊本県を当番支部としてそれぞれ開催予定であり、新標準による審査技術の研究や、当面の諸問題について関係者と協議検討を行ないたい。

(2) 育種事業

① 国ならびに県の事業として進められている種畜生産基地事業、育種集団整備促進事業および産肉能力検定事業（民間検定も含む）には、前年度にひきつづいて積極的に協力し、その目的達成に寄与したい。

② 最近の牛肉需要の動向が、肉質とくに脂肪交雑（サ

シ）重視の傾向にあることを考慮し、本品種の肉質改善のため、関係機関と提携して、出荷牛を中心いて肉質改善促進調査事業（地全協に補助申請）を開拓し、できるだけ速やかに肉質の向上・斉一化をはかり、枝肉市場側の評価が高まるよう努力したい。

③ 現在の雌牛発育曲線は、昭和三十七年に作成（昭和四十二年に一部修正）したものであり、作成後かなりの年数が経過しており、その間、登録牛の体型は改良の結果として体積の増大を招き、発育曲線を大幅に上回るものが見られるようになり、曲線自体適合できない部位も生じているので、本年度から二ヵ年継続事業として新しい発育曲線を作製のための資料収集を行ないたい。

(3) 普及事業

① 普及活動については前年同様に取り組むことにし、積極的にP・Rに努めたい。

② 昭和四十三年度からの継続事業として実施してきた登録牛飼養多頭化奨励金制度は、多頭飼育農家の育成に多少とも寄与したものと思われ、近年一級登録牛の多頭飼育農家が急激にふえてきているのが現状である。本年度はさらに多頭化を推進するために、これまでの登録料半額還元にかわり、一級登録牛五と十頭飼育程度の模範農家を推賞することによつて多頭飼育農家の育成に努めた。

(4) 組織対策

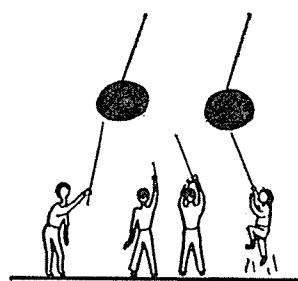
組織対策には前年同様に取り組むことにし、組織の強化と指導に努めたい。

(5) 刊行事業

機関誌（年二回）の発行と登録簿の刊行は前年同様につけたい。

(6) 表彰事業

- ① 優秀牛の表彰は前年同様に実施したい。
- ② 登録事業の発展のために特に寄与された会員、組合（生産小組合等）を奨励のために表彰したい。



昭和 50 年度 収支予算

社団法人 日本あか牛登録協会

昭和 50 年 4 月 1 日より

昭和 51 年 3 月 31 日まで

1. 収入総額 14,688,244 円

2. 支出総額 14,688,244 円

収 入 の 部					
科 目		予 算 額	前 年 度 額	比 較 増 減	摘 要
款	項	目			
(1)会費		円 480,000	円 400,000	円 80,000	
	1.入会金	480,000	400,000	80,000	
		1.入会金	480,000	400,000	80,000 400円の1,200名
(2)登録料		10,890,500	10,002,500	888,000	
	1.登録料	10,890,500	10,002,500	888,000	
		1.高 等 登録料	360,000	240,000	120,000 3,000円の120件
		2.1級登録料	7,500,000	6,900,000	600,000 1,500円の5,000件
		3.2級登録料	30,000	60,000	△ 30,000 750円の40件 ※
		4.補助登記料	500	2,500	△ 2,000 250円の2件 ※
		5.子牛登記料	3,000,000	2,800,000	200,000 100円の30,000件
(3)証明料		180,200	130,200	50,000	
	1.証明料	180,200	130,200	50,000	
		1.移動証明料	150,000	100,000	50,000 200円の750件
		2.再交付料	30,000	30,000	0 1,500円の20件
		3.書換料	200	200	0 200円の1件
(4)雑収入		201,000	151,000	50,000	
	1.雑収入	201,000	151,000	50,000	
		1.雑収入	200,000	150,000	50,000 刊行物実費頒布代預金利息
		2.寄付金	1,000	1,000	0

(5) 繰越金			2,129,223	2,083,663	45,560	
	1. 繰越金		2,129,223	2,083,663	45,560	
		1. 繰越金	2,129,223	2,083,663	45,560	前年度よりの 繰 越 金
(6) 繰入金			807,321	0	807,321	
	1. 繰入金		807,321	0	807,321	特別積立金より 80万
		1. 繰入金	807,321	0	807,321	全国研究会剩余 金より 7,321円
合	計		14,688,244	12,767,363	1,920,881	

※ 支部未設置地域における本会直接取扱分

支 出 の 部						
科 目			予 算 額	前 年 度 額	比 較 増 減	摘 要
款	項	目	円	円	円	
(1)事務費			6,840,000	6,650,000	190,000	
	1. 役員費		530,000	530,000	0	
		1.報酬	370,000	370,000	0	理事、監事報酬
		2.役員旅費	160,000	160,000	0	
	2.職員費		5,580,000	5,680,000	△ 100,000	
		1.俸給	3,400,000	3,420,000	△ 20,000	専任3名12ヵ月分
		2.諸手当	1,800,000	1,880,000	△ 80,000	賞与、諸手当
		3.旅費	100,000	100,000	0	
		4.厚生費	280,000	280,000	0	年金、保険の 事業主負担分
	3.需要費		730,000	440,000	290,000	
		1.備品費	80,000	20,000	60,000	備品購入 修理費
		2.消耗品費	100,000	60,000	40,000	事務用品代
		3.通信運搬費	300,000	200,000	100,000	郵便、電話料
		4.印刷費	100,000	60,000	40,000	諸用紙印刷代
		5.雑費	150,000	100,000	50,000	
(2)会議費			250,000	250,000	0	

	1.会議費	250,000	250,000	0
	1.代々会費	150,000	150,000	0
	2.役員会費	100,000	100,000	0
(3)事業費		5,310,000	3,950,000	1,360,000
	1.登録事業費	1,500,000	700,000	800,000
	1.審査費	250,000	250,000	0 審査旅費
	2.証明書発行費	450,000	200,000	250,000 登録証明書発行代 高等登録額章代
	3.プロツク会議費	400,000	0	400,000 東西プロツク会議費
	4.審査委員会及協議会費	400,000	250,000	150,000
	2.改良事業費	1,000,000	400,000	600,000
	1.業種事業推進費	500,000	200,000	300,000
	2.肉質跡調査費	400,000	0	400,000
	3.標準改訂費	50,000	0	50,000
	4.改良調査費	50,000	200,000	△ 150,000
	3.普及事業費	800,000	1,200,000	△ 400,000
	1.多頭化奨励費	300,000	300,000	0
	2.普及対策費	100,000	100,000	0
	3.研究会講習会費	200,000	500,000	△ 300,000
	4.宣伝費及び食糧費	200,000	300,000	△ 100,000
	4.組織対策費	860,000	800,000	60,000
	1.強化対策費	500,000	400,000	100,000 各県支部へ交付
	2.支部連絡費	200,000	200,000	0
	3.中央連絡業務費	160,000	200,000	△ 40,000

	5. 刊行事業費		850,000	700,000	150,000	
	1. 登録簿 機関誌 刊行費	1. 登録簿 機関誌 刊行費	350,000	350,000	0	} 印刷製本 発送費
			500,000	350,000	150,000	
(4) 諸支出金	6. 褒賞費	6. 褒賞費	300,000	150,000	150,000	
		1. 褒賞費	300,000	150,000	150,000	賞状、記念品代
	1. 負担金		760,000	670,000	90,000	
		1. 負担金	210,000	170,000	40,000	
	2. 事務所費	1. 負担金	210,000	170,000	40,000	中畜 10万 肉用牛協会 10万 登録協議会 1万
		2. 事務所費	350,000	350,000	0	
	3. 雜費	1. 事務所費	350,000	350,000	0	賃借料および 維持費
		3. 雜費	200,000	150,000	50,000	
(5) 積立金	1. 積立金	1. 雜費	200,000	150,000	50,000	法人住民税、慶弔 費、学会賛助費
			1,000,000	350,000	650,000	
	(6) 予備費	職員退 1. 職給与 積立金	1,000,000	350,000	650,000	
			528,244	897,363	△ 369,119	
	1. 予備費		528,244	897,363	△ 369,119	
		1. 予備費	528,244	897,363	△ 369,119	
合計			14,688,244	12,767,363	1,920,881	

○地方競馬全国協会補助事業

褐毛和種肉質改善促進調査事業計画

(1) 目的

最近の牛肉需要の動向をみると、消費の伸び悩みに加えて、量よりも質を重視する傾向がいぜんとして高い。このため、褐毛和種はその増体量の優位性は認められながらも肉質とくに脂肪交雑（サシ）に多少不安があるということで枝肉市場側の評価はきびしく、子牛生産農家および肥育農家の受ける打撃は大きいものがある。

肉質に關係する要素としての血統については、育種改良面での種雄牛の產肉能力間接検定事業が、国および県の事業として、昭和四十三年度より実施されているが、検定を受ける頭数に制限があることや、また一セツト当たりの調査頭数が少ないために十分な成績を得られるまでに至つていない現状である。

このような情勢のもとに、今回、三カ年継続事業として肉質改善のための追跡調査事業を実施し、一般の出荷牛を中心とする調査事例をもとに、データーの分析を行ない、肉質のすぐれた系統を選抜し、すみやかに肉質の向上を一化につとめ、当面する枝肉市場側の評価が高まるよう努力したい。

(2) 事業内容

昭和五十年六月中に調査協議会の幹事会を開催し、既存の資料をもとに分析し、今後の改善目標および調査方法を検討して、早急に作業を開始する。

② 出荷牛の肉質調査

ア、調査予定頭数三〇〇頭（一種雄牛当たり一〇頭の一五セツト）

イ、調査場所（肉牛の出荷先）
　　大阪食肉卸売市場

福岡食肉卸売市場
熊本県畜産流通センター

③ あか牛改良促進全国研究会の開催

ア、昭和五十年十月開催予定の熊本県畜産共進会の場を活用して、あか牛改良促進全国研究会を開催
イ、種牛八〇頭についての体型資質の研究

エ、参加者（肉用牛技術員および肉用牛飼養農家）
　　研究（生体と肉質との関係、枝肉格付の研究）

ウ、講師二名招へい

④ 肉質改善講習会の開催

ア、開催予定期昭和五十一年一月

地方競馬全国協会補助事業

特別会計 褐毛和種肉質改善促進調査事業収支予算

社団法人 日本あか牛登録協会

1. 収入総額 1,980,650 円

2. 支出総額 1,980,650 円

イ、
ウ、
講師、
ニ、
○肉用牛の現況と将来（褐毛和種の改良の方向に
講習内容）

収 入 の 部		
科 目	金 額	摘 要
地方競馬全国 協会補助金	円 1,980,650	
合 計	1,980,650	

支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要
会 議 費	円 47,550	
旅 費	392,600	追跡調査旅費
消 耗 品 費	370,000	耳標、事務用品代
通 信 運 搬 費	180,000	
印 刷 製 本 費	540,000	調査用紙、報告書印刷代
賃 金	216,300	耳標装着人夫賃
講 師 旅 費	119,000	
講 師 謝 金	34,200	
会 場 借 上 料	81,000	
計	1,980,650	

ついて)
○褐毛和種の市場性と問題点、その対策について
○肉用牛の育種選抜について
オ、参加者（肉用牛技術員および肉用牛飼養農家）

報道通信

○ 肉用牛統計

農林省統計情報部はこのほど、昭和五十年二月一日現在の畜産統計を発表した。肉用牛関係は左記の通りである。
(畜産統計より抜粋、統計数値については表紙裏参照)

肉用牛

二月一日現在における全国の肉用牛の飼養戸数は四七万三六〇〇戸で、前年に比べ一・一%減少し、飼養頭数は一八五万七〇〇〇頭で、前年に比べ二・二%減少した。その結果、一戸当たり飼養頭数は前年の三・六頭から三・九頭となつた。飼養頭数のうち、肉用種は一三八万二二〇〇〇頭で、前年に比べ一%増加し、めす・おす別にはめすが二%増加したが、おすは二%減少した。

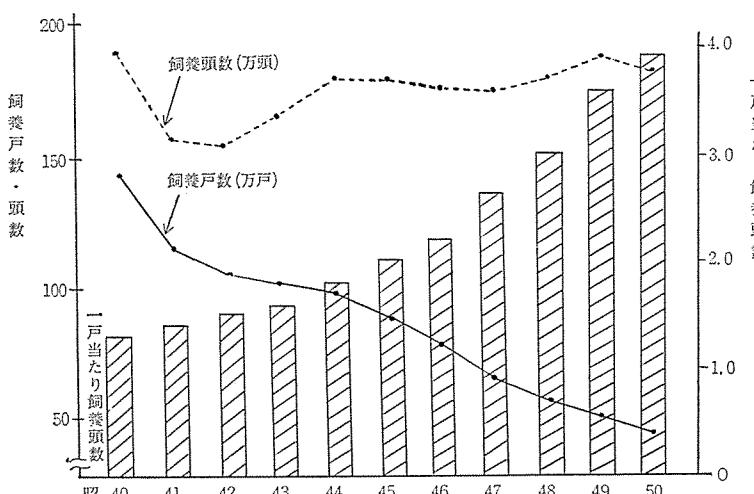
また、四六年以降著しく増加を続けていた乳用種は四七万五五〇〇頭で、前年に比べ九%減少した。

地域別みると、飼養戸数は前年に比べ各地域で減少し特に北海道、東海では二二・一四%と大きく減少した。飼養頭数は北海道、九州で一・三%増加した以外は、各地域で減少した。

次に、飼養総頭数規模別にみると、前年に比べ戸数、頭数とも、二九頭規模以下の各階層では減少し、三〇頭規模

以上の各階層では増加した。その結果、増減の分岐点は前年より著しく上昇した。

肉用牛の飼養戸数・頭数の動き



(注) 沖縄県については、48年から調査を実施したが、この図表では時系列比較上、沖縄県を除いて表示した。

○ 熊本県下の最近のあか牛(子牛)市況

(熊本県畜連調)

開催年月日	市場名	性別	頭数	最高	最低	平均価格
50 5.21	大津	めす おす	130 190	420,000 252,000	92,000 87,000	169,138 162,337
22 23	菊池	めす おす 去勢	263 294 11	590,000 230,000 244,000	76,000 64,000 105,000	176,148 161,932 175,727
24 25	山鹿	めす おす 去勢	233 256 9	370,000 272,000 261,000	81,000 80,000 115,000	168,961 157,300 200,111
9 6.10	矢部	めす おす 去勢	442 465 4	920,000 240,000 170,000	60,000 62,000 133,000	158,061 148,862 149,250
11	御船	めす おす 去勢	101 101 18	310,000 260,000 254,000	64,000 74,000 95,000	152,208 151,555 152,722
12 13	下益城	めす おす 去勢	198 162 28	640,000 264,000 269,000	68,000 81,000 142,000	185,672 173,951 198,714
4 7.6	高森	めす おす 去勢	387 322 28	900,000 455,000 231,000	137,000 128,000 155,000	199,080 174,980 189,036
9	小国	めす おす 去勢	126 61 77	378,000 212,000 271,000	44,000 80,000 78,000	141,984 121,508 152,363
17 19	宮地	めす おす 去勢	607 501 124	890,000 550,000 259,000	85,000 74,000 90,000	210,401 204,992 212,112
23	南関	めす おす	33 24	335,000 242,000	105,000 110,000	166,212 170,250
24	江田	めす おす 去勢	53 31 5	269,000 289,000 251,000	89,000 114,000 142,000	170,415 182,935 210,600
25 28	球磨	めす おす 去勢	861 383 386	980,000 363,000 280,000	38,000 66,000 63,000	216,729 186,144 203,197

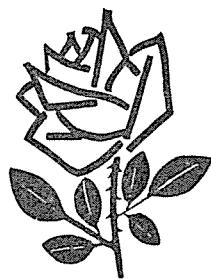
(編) (集) (後) (記)

低迷を続けてきた子牛価格も、梅雨明けとともにようやく上昇に転じ、泣かされどおしの生産農家の顔にもいくらか微笑がよみがえつてきた感じがして、喜こばしいかぎりです。

本誌「あか牛」も創刊以来今回で三十五号になりました。

今回は執筆をお願いしたかたがたのご協力により、原稿も豊富に集り、読者の皆さんからは、かつてないほどの購読予約の申し込みが殺到して、発行部数も一六五〇部と予定をはるかに上回ることになりました。内容的にも読者のご期待にそえるものと思っています。なお編集部としましては、できるだけ読みやすい機関誌にしたいと考えていますので、読者のなかでぜひ掲載してほしい内容や、編集についてのご希望がありましたら遠慮なく係までご一報ください。

また原稿についても広く募集しておりますので、ふるつてご寄稿くださるようお願いします。





暑中お見舞申し上げます

昭和五十年 盛夏

社団 法人 日本あか牛登録協会

会長 副会長
常務理事 理事

同 同 監 同 同 同 同 同 同 同
事

増市 増小吉 加山犬魚 今矢深河岡
本川村 林沢藤部 童住村 野川津本
健昭信 友善武龍忠一 幸金寅正
一吉治寿教夫 三利海来 雄藏雄幹

刊行物実費頒布案内

○褐毛和種登録簿

第十五卷	一一、〇〇〇円
第十六卷	一二、〇〇〇円
第十七卷	一三、〇〇〇円
第十八卷	一四、〇〇〇円

○褐毛和種発育曲線

(雌・雄) 各一部 一一〇〇円

○機関誌「あか牛」

各号一部 一一〇〇円

代金前納申し込みのこと

申込先 熊本市草葉町一の二二

社団法人 日本あか牛登録協会

電話 ⑤546607
振替 熊本 一五一〇
元 八六〇〇

第 35 号

昭和 50 年 7 月 20 日 印刷
昭和 50 年 7 月 25 日 発行

編集責任者 松川 昭義

印刷者 村嶋 農志郎

発行所 日本あか牛登録協会

印刷所 熊本市池田2丁目64-3

熊本市草葉町1番21号

村島企画

振替熊本1510 TEL ⑤54607 〒860

TEL 22-8020